

問 1

生命保険に関するコンサルティングや法令、制度等に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題 1)

(設問A) CFP®認定者は、4人の相談者に対して生命保険に関するアドバイスを行った。CFP®認定者が行った次のアドバイスの下線部のうち、最も適切なものはどれか。

1. 相談者A : 夫は、契約時に慢性膵炎の通院歴を告知書に記入するのを忘れました。契約から1年後に、慢性膵炎を原因とする膵臓がんで死亡しましたが、告知義務違反と言われ死亡保険金が支払われませんでした。故意ではないですし、他の項目は告知したので支払ってほしいです。

CFP®認定者 : 契約時に、事実を告知しなかったり、事実と異なる告知をしたりすると告知義務違反となり、契約や特約が解除され、保険金や給付金が受け取れないことがあります。ただし、今回のケースでは告知義務違反に該当することはない、死亡保険金は支払われます。

2. 相談者B : 医療保険契約の失効後に入院しました。入院給付金を受け取ることは可能でしょうか。

CFP®認定者 : 失効後の保険料を払い込み、所定の診査または告知を行えば契約が復活できる場合があります。復活すると、失効後の入院に対しても入院給付金が支払われます。

3. 相談者C : 1年前に入院した時の医療保険の入院給付金を請求し忘れていました。時効になっていないか心配です。

CFP®認定者 : 保険法によれば、保険給付を請求する権利は、行使することができる時から3年間行使しないときは、時効によって消滅します。ただし、3年経過後も請求できる場合もあるため、保険会社に確認してみるとよいでしょう。

4. 相談者D : 夫が保険契約者(保険料負担者)・保険金受取人で、被保険者が妻(私)である終身保険に加入しています。夫を信頼できなくなり離婚することになったので、この保険を解約してほしいのですが、可能でしょうか。

CFP®認定者 : 奥さまは被保険者ですが、保険契約者ではなく、保険料も負担していないので、奥さまがご主人に対しこの保険の解約を請求することはできません。

(問題2)

(設問B) K V生命保険会社の破綻時における保険契約者のデメリットに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、解答に当たっては、下記<資料>を参照すること。

<資料>

[K V生命保険会社の破綻から業務再開までの主なスケジュール]

- 2021年10月 1日 金融庁に対し保険業法に基づく事業継続困難の申出
東京地方裁判所に会社更生手続開始の申立て
東京地方裁判所の保全管理命令の発令（保全管理人の選定）
- 2021年10月15日 東京地方裁判所より更生手続開始決定（保全管理人を管財人として選定）
管財人によるスポンサー候補の選定開始
※債務超過額 約700億円
- 2022年 3月 1日 K Z生命保険会社との間でスポンサー契約の締結（営業権30億円）
- 2022年 3月15日 生命保険契約者保護機構に対し資金援助の申込み
- 2022年 3月23日 生命保険契約者保護機構の資金援助等（約200億円）の実施決定
- 2022年 3月31日 東京地方裁判所へ更生計画案の提出
- 2022年 4月26日 東京地方裁判所の更生計画認可決定
- 2022年 6月 1日 業務再開（社名をK S生命保険会社へ変更）

[業務再開までの期間に停止される主な業務]

保険契約者に対する貸付、保険契約の解約、保険契約者の変更、新たな保険契約の締結、保険契約の転換、特約の中途付加等

[契約条件変更の主な内容]

- ① 責任準備金額の削減
90%に削減（ただし、高予定利率契約に該当する契約の場合は法定の最大限まで削減）
- ② 予定利率の引下げ等
年1.0%に引下げ（年1.0%以下のものは据置き）
個人保険・個人年金保険等では、予定死亡率・予定事業費率等についても最新の率に変更
- ③ 早期解約控除制度の導入
更生計画認可決定後10年間、20%～2%（初年度20%から2%ずつ通減）の控除

早期解約控除率の適用基準日	控除率
2023年3月31日まで	20%
2023年4月1日から2024年3月31日	18%
⋮	⋮
2031年4月1日から2032年3月31日	2%

<保険金・年金の減額率>

保険商品	被保険者	契約年度	保険金・年金の減額率
30年満期普通養老保険	契約年齢 25歳男性	1996年度	42%
		2011年度	15%
		2021年度	5%
10年保証期間付終身年金 (65歳年金受取開始)	契約年齢 30歳女性	1996年度	75%
		2011年度	50%
		2021年度	12%

1. 業務再開までの間、保険料の収納業務は取り扱われているため、破綻後も保険契約の継続を希望する場合は、保険料を継続して払い込まなければならない、保険料の払込みを止めると、保険契約が失効することがある。
2. 1996年6月1日契約の30年満期普通養老保険（保険金額1,000万円、契約年齢25歳・男性）の被保険者が2021年9月25日に死亡し、死亡保険金受取人が2022年6月2日に死亡保険金の請求をした場合、死亡保険金受取人が受け取る死亡保険金は580万円となる。
3. 2011年6月1日契約の10年保証期間付終身年金（65歳年金受取開始、基本年金額96万円、契約年齢30歳・女性）の年金受取開始時に年金を受け取る場合、基本年金額は48万円となる。
4. 2026年3月30日に保険契約を解約する場合、解約返戻金は、契約条件変更後の解約返戻金から、さらに早期解約控除として解約返戻金の14%を差し引いた金額となる。

(問題3)

(設問C) 生命保険会社のディスクロージャー資料における各用語に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 新契約年換算保険料とは、当該年度の新規の保険契約について、保険料の支払方法の違いを調整し1年当たりの保険料に換算した金額で、生命保険会社の業績指標の一つである。
2. 実質純資産額とは、時価ベースの資産合計から資本性の高い負債を除いた負債の合計を差し引いて算出されるもので、行政監督上の指標の一つである。
3. 利差益・利差損とは、予定利率により見込んだ運用収益と実際の運用収益の関係をいい、実際の運用収益が見込んだ運用収益を上回る場合を利差益という。
4. 一般勘定資産の含み損益とは、一般勘定保有資産の時価と帳簿価額との差額をいい、通常、不動産（土地等）は含み損益に含まれない。

(問題 4)

(設問D) 佐野さんは、下記<資料>の生命保険に加入することを検討している。下記<資料>の生命保険に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

<資料>

[無配当終身保険 (低解約払戻金型) 普通保険約款 (抜粋)]			
第1条 (死亡保険金、高度障害保険金の支払)			
この保険契約の死亡保険金、高度障害保険金の支払は、つぎのとおりです。			
名称	支払事由	支払額	受取人
死亡保険金	被保険者が死亡したとき	保険金額	死亡保険金、高度障害保険金を支払わない場合 (以下、「免責事由」といいます。)
高度障害保険金	被保険者が責任開始時以後の傷害または疾病を原因として高度障害状態 (別表3) に該当したとき。この場合、責任開始時前にすでにあった障害状態に責任開始時以後の傷害または疾病 (責任開始時前にすでにあった障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。) を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態 (別表3) に該当したときを含みます。		死亡保険金受取人 I) 責任開始 (復活が行なわれた場合は最後の復活の際の責任開始とします。以下、同じとします。) の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 II) 保険契約者の故意 III) 死亡保険金受取人の故意
		被保険者	被保険者がつぎのいずれかにより高度障害状態 (別表3) に該当したとき I) 保険契約者の故意 II) 被保険者の故意

- 2 死亡保険金を支払う前に高度障害保険金の支払請求を受け、高度障害保険金が支払われるときは、会社は、死亡保険金を支払いません。
- 3 死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に高度障害保険金の支払請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- 4 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が死亡保険金受取人 (死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。) の場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者を高度障害保険金の受取人とします。
- 5 前項に定める場合を除き、高度障害保険金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。
- 6 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金からその受取人に支払うこととしていた部分を除いた残額をその他の死亡保険金受取人に支払い、支払わない部分の責任準備金 (会社の定めるところによって計算される保険契約に対する責任準備金のことをいいます。以下、同じとします。) を保険契約者に支払います。
- 7 死亡保険金受取人の死亡時以後、死亡保険金受取人の変更が行なわれていない間は、死亡保険

金受取人の死亡時の法定相続人を死亡保険金受取人とします。

- 8 前項の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
- 9 第7項および前項により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合は、その受取割合はそれぞれの法定相続割合とします。
- 10 つぎの第1号または第2号の免責事由により死亡保険金が支払われない場合には責任準備金を、第3号の免責事由により死亡保険金が支払われない場合には解約払戻金を、会社は、保険契約者に支払います。
 - (1) 責任開始の日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺したとき
 - (2) 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき
 - (3) 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたとき

11 ー省略ー

第2条～第11条ー省略ー

第12条（猶予期間および保険契約の失効）

第2回以後の保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。

(1) 月払契約の場合

払定期月の翌月初日から末日まで

(2) 年払契約または半年払契約の場合

払定期月の翌月初日から翌々月の月ごと応当日まで（契約応当日または半年ごと応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで）

- 2 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は猶予期間満了日の翌日から効力を失います。
- 3 保険契約が効力を失った場合には、保険契約者は解約払戻金を請求することができます。

第13条～第23条ー省略ー

第24条（会社への通知による死亡保険金受取人の変更）

保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。

- 2 前項の通知をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出して下さい。

- 3 第1項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

第25条～第27条ー省略ー

第28条（告知義務）

保険契約の締結または復活の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の書面で質問した事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

第29条（告知義務違反による解除）

保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。

- 2 死亡保険金もしくは高度障害保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、保険金の支払または保険料の払込の免除を行いません。また、すでに保険金を支払っていたと

きでもその返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときでもその保険料の払込を求めることができます。

- 3 前項の規定にかかわらず、保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかつたことを保険契約者、被保険者またはその保険金の受取人が証明したときは、保険金を支払いまたは保険料の払込を免除します。
- 4 保険契約の解除は、保険契約者に対する通知により行ないます。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に解除の通知をします。
- 5 本条の規定により保険契約が解除された場合には、会社は、解約払戻金を保険契約者に支払います。

第30条（保険契約を解除できない場合）

会社は、つぎのいずれかの場合には、前条の規定による保険契約の解除をすることができません。

- (1) 会社が、保険契約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかつたとき
 - (2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第28条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1ヵ月を経過したとき
 - (5) 保険契約が、責任開始（復活が行なわれた場合には、最後の復活の際の責任開始。以下、本号において同じとします。）の日からその日を含めて2年を超えて有効に継続したとき。ただし、責任開始の日からその日を含めて2年以内に保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたとき（責任開始時前に原因が生じていたことにより、保険金の支払または保険料の払込の免除が行なわれない場合を含みます。）を除きます。
- 2 第1項第2号および第3号の規定は、各号に規定する保険媒介者の行為がなかつたとしても、保険契約者または被保険者が、第28条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

以下一省略一

（別表1）（別表2）（別表3）一省略一

1. 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、当該受取人を除く死亡保険金受取人に死亡保険金は一切支払われない。
2. 年払契約の場合、第2回以降の保険料の払込みについては、払込期月の翌月初日から末日までが猶予期間となり、猶予期間内に保険料が払い込まれない場合は、保険契約は猶予期間満了日の翌日から失効する。
3. 保険契約が、責任開始の日からその日を含めて2年を超えて有効に継続していても、責任開始の日からその日を含めて2年以内に保険料の払込みの免除事由が生じていた場合は、保険会社は告知義務違反による保険契約を解除できる。
4. 保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生した後でも、被保険者の同意を得ていれば、保険会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができる。

問2

保険契約等の税務上の取扱いに関する以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題5)

(設問A) 落合さんが(1)2022年中に支払った医療費等、(2)2022年中に受け取った給付金等は、下記<資料>のとおりである。落合さんの2022年分の所得税の医療費控除の金額として、正しいものはどれか。なお、落合さんの2022年分の総所得金額等は500万円であり、セルフメディケーション税制については考慮しないものとする。

<資料>

(1) 2022年中に支払った医療費等				
	治療等を受けた者	内容	支払金額	備考
①	落合さん本人	整形外科にて受けた膝の治療に係る入院治療等の費用 (うち差額ベッド代) (うち食事負担金<標準負担額>)	21万円 3万円 1万円	(注1)
②	落合さん本人	自己の判断により受けた新型コロナウイルス感染症のPCR検査費用	2万円	(注2)
③	落合さん本人	人間ドック費用 人間ドック費用とは別に支払った費用	7万円 20万円	(注3)
④	落合さんの妻	薬局で購入した風邪薬代、胃腸薬代	1万円	(注4)

(注1) 落合さん本人の希望により個室に入院した。
 (注2) PCR検査の結果、「陰性」であることが判明した。
 (注3) 人間ドックで重大な疾病が発見され、その治療費等として支払った費用である。
 (注4) 落合さんの妻は、落合さんと生計を一にしている。

(2) 2022年中に受け取った給付金等
 生命保険からの入院給付金等：19万円(上記(1)の①落合さん本人の治療費に係るもの)

1. 9万円
2. 10万円
3. 17万円
4. 18万円

(問題6)

(設問B) 山本さん(67歳・男性)の2022年分の収入は、下記<資料>のとおりである。山本さんの2022年分の所得税の雑所得の金額として、正しいものはどれか。なお、必要経費の計算過程における分数については小数点以下第3位を切り上げ、第2位まで算出することとする。また、他に雑所得はないものとする。

<資料>

- ① 老齢厚生年金および老齢基礎年金：200万円
- ② 企業年金：150万円
確定給付企業年金契約に基づく年金であり、在職中、山本さんは掛金を負担していない。
- ③ 個人年金保険(10年保証期間付終身年金)：61万円(内訳：基本年金および増額年金合計で60万円、配当1万円)
山本さん本人が保険料負担者かつ被保険者であり、年金支給開始当時は60歳であった。
既払込正味保険料総額：550万円
- ④ 相続した個人年金保険(15年確定年金)：36万円
山本さんの父が2022年6月に死亡し相続した契約であり、年金支払開始年月が2017年7月で、2022年7月分から山本さんが年金を受け取っている。
既払込正味保険料総額：342万円
総収入金額算入額(課税部分)：0.4万円
年金受給権の相続税評価額：332万円
課税割合：5%

<公的年金等控除額の速算表>

納税者区分	公的年金等の収入金額(A)	公的年金等控除額
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額 1,000万円以下
65歳未満の者	130万円以下	60万円
	130万円超 410万円以下	$(A) \times 25\% + 27.5$ 万円
	410万円超 770万円以下	$(A) \times 15\% + 68.5$ 万円
	770万円超 1,000万円以下	$(A) \times 5\% + 145.5$ 万円
	1,000万円超	195.5万円
65歳以上の者	330万円以下	110万円
	330万円超 410万円以下	$(A) \times 25\% + 27.5$ 万円
	410万円超 770万円以下	$(A) \times 15\% + 68.5$ 万円
	770万円超 1,000万円以下	$(A) \times 5\% + 145.5$ 万円
	1,000万円超	195.5万円

<余命年数表 (抜粋)>

年金の支給 開始日にお ける年齢	余命年数		年金の支給 開始日にお ける年齢	余命年数	
	男	女		男	女
60歳	19年	23年	66歳	14年	18年
61	18	22	67	14	17
62	17	21	68	13	16
63	17	20	69	12	15
64	16	19	70	12	14
65	15	18	71	11	14

1. 266.60万円
2. 266.62万円
3. 266.72万円
4. 271.60万円

(問題7)

(設問C) 倉田さんは2015年8月に夫を亡くし、下記<資料>の収入保障保険の収入保障年金の受取りを開始した。倉田さんが2022年8月に8回目の年金を受け取った場合、倉田さんの2022年分の所得税の雑所得の金額として、正しいものはどれか。なお、他に雑所得はないものとする。

<資料>

保険種類：収入保障保険（15年確定年金） 契約形態：保険契約者（保険料負担者）・被保険者＝倉田さんの夫 収入保障年金受取人＝倉田さん 年金支払回数：15回 年金年額：140万円（内訳：基本年金および増額年金合計で140万円、配当金0円） 既払込正味保険料総額：84万円 年金受給権の相続税評価額：1,941万円

<参考式>

- ① 相続税評価割合＝相続税評価額÷年金の支払総額または支払総額見込額
- ② 相続税評価割合が50%超の場合の
 総収入金額算入額（課税部分）＝一課税単位当たりの金額（※a）×経過年数（※b）
- ※a 一課税単位当たりの金額＝年金の支払総額×課税割合（※c）÷課税単位数（※d）
- ※b 経過年数とは、年金の支払開始日からその支払いを受ける日までの年数（1年未満の端数切捨て）をいう。
- ※c 相続税評価割合に応じて課税割合を定める。
- ※d 課税単位数＝残存期間年数（※e）×（残存期間年数－1年）÷2
- ※e 残存期間年数とは、居住者に係る年金の支払開始日におけるその年金の残存期間に係る年数（1年未満の端数切上げ）をいう。
- ③ 必要経費の金額＝②×（既払込正味保険料総額÷年金の支払総額）
- ④ 雑所得の金額＝②－③

<課税割合>

相続税評価割合	課税割合	相続税評価割合	課税割合	相続税評価割合	課税割合
50%超 55%以下	45%	75%超 80%以下	20%	92%超 95%以下	5%
55%超 60%以下	40%	80%超 83%以下	17%	95%超 98%以下	2%
60%超 65%以下	35%	83%超 86%以下	14%	98%超	0%
65%超 70%以下	30%	86%超 89%以下	11%	—	—
70%超 75%以下	25%	89%超 92%以下	8%	—	—

1. 67,200円
2. 76,800円
3. 107,520円
4. 252,000円

(問題8)

(設問D) 長岡さんが2022年中に支払った保険料は下記<資料>のとおりである。長岡さんの2022年分の所得税の生命保険料控除の金額として、正しいものはどれか。なお、いずれの契約も契約に基づき適正に保険料は支払われており、生命保険料控除の対象となる要件を満たしているものとする。また、控除額が最も大きくなる組み合わせを用いるものとし、契約②以外の契約について配当金はないものとする。

<資料>

契約	保険種類	契約時期	保険料 払込方法	年間正味 払込保険料	備考
①	医療保障特約付終身保険	2007年	月払い	55,500円	(注1)
②	生命共済(入院保障型)	2018年	月払い	22,200円	(注2)
③	個人年金保険	2010年	月払い	120,000円	(注3)
④	外貨建個人年金保険	2010年	一時払い	—	(注4)

(注1) 2022年12月1日に特約部分を更新する。更新前後の保険料は以下のとおり。

	更新前(1月~11月)	更新後(12月)
終身保険部分	33,000円	3,000円
医療保障特約部分	16,500円	3,000円

(注2) 疾病または身体の障害等により保険金等が支払われる生命共済契約(掛金はすべて介護医療保険料控除の対象となる契約)で、医療費等支払事由により保険金等が支払われるものであり、2022年の割戻金として14,200円を受け取っている。

(注3) 税制適格特約付個人年金保険である。

(注4) 一時払い保険料30,000米ドル(保険料支払時の為替レート: 1米ドル=110円)、据置期間15年の契約で、1年当たりの保険料は220,000円である。

<所得税の生命保険料控除の控除額の速算表>

(1) 2011年12月31日以前に締結した保険契約(旧契約)等に係る控除額

年間の支払保険料の合計		控除額
25,000円 以下		支払保険料の全額
25,000円 超	50,000円 以下	支払保険料×1/2+12,500円
50,000円 超	100,000円 以下	支払保険料×1/4+25,000円
100,000円 超		50,000円

(2) 2012年1月1日以後に締結した保険契約(新契約)等に係る控除額

年間の支払保険料の合計		控除額
20,000円 以下		支払保険料の全額
20,000円 超	40,000円 以下	支払保険料×1/2+10,000円
40,000円 超	80,000円 以下	支払保険料×1/4+20,000円
80,000円 超		40,000円

1. 109,975円
2. 112,600円
3. 119,700円
4. 120,000円

(問題9)

(設問E) 鶴見さんが2022年中に受け取った保険金等は、下記<資料>のとおりである。鶴見さんの2022年分の所得税の一時所得のうち、総所得金額に算入すべき金額として、正しいものはどれか。なお、契約①～④の保険契約者(保険料負担者)は鶴見さんであり、いずれも特約を付加していないものとする。また、他に一時所得はないものとする。

<資料>

契約	保険種類	被保険者	内容	受取額	払込保険料 総額	備考
①	終身保険	鶴見さん	解約返戻金	250万円	200万円	—
②	就業不能保険	鶴見さん	就業不能 給付金	30万円	10万円	—
③	終身保険	鶴見さんの母	死亡保険金	300万円	50万円	(注1)
④	一時払 個人年金保険	鶴見さん	解約返戻金	350万円	300万円	(注2)

(注1) 鶴見さんの母は2022年6月に死亡した。

(注2) 据置期間10年の個人年金保険(終身年金)で、加入してから4年4ヵ月後に解約した。

1. 0円
2. 125万円
3. 135万円
4. 150万円

問3

川久保さん夫妻は、現在T A社の生命保険に加入していますが、知り合いの生命保険募集人よりT B社の生命保険への見直しの提案を受けていることから、CFP[®]認定者に相談しました。以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、契約時から保険事故までに保険金・給付金などの支払いは一切なく、特約はすべて更新しており、免責事項に該当する事由もないものとします。また、配当も考慮しないものとします。

[家族構成]

氏名	続柄	年齢	備考
川久保 正史	本人	52歳	会社員
川久保 恵子	妻	51歳	専業主婦
川久保 健太	長男	22歳	大学生

[現在加入しているT A社の生命保険の保障内容]

- ・ 保険証券<資料1>参照

[提案を受けているT B社の生命保険の保障内容]

- ・ 保険提案書<資料2>および保険設計書<資料3>参照

<資料1> T A社

保険証券番号 ×××-××××		保険種類 定期保険特約付終身保険	
保険契約者	川久保 正史 様	ご印鑑 	契約日：2005年12月1日 主契約の保険期間：終身 主契約の保険料払込期間：60歳払込満了 保険料払込方法：年12回 保険料払込期月：毎月 社員配当金支払方法：積立配当方式 保険料：××,×××円
被保険者	川久保 正史 様 契約年齢 35歳 男性 1970年7月5日		
死亡保険金受取人	川久保 恵子 様(妻)	受取割合 100%	

■ご契約内容

主契約の内容	保険期間	保険金額
終身保険	終身	保険金額 160万円 ◇死亡・所定の高度障害状態のとき保険金を支払います。
特約の内容	保険期間	保険金額・給付金額
定期保険特約	10年	保険金額 3,640万円 ◇死亡・所定の高度障害状態のとき保険金を支払います。
特定疾病保障定期保険特約	10年	保険金額 200万円 ◇3大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)により所定の条件に該当したとき、特定疾病保険金を支払います。 ◇死亡・所定の高度障害状態のとき保険金を支払います。 ◇保険金を支払った時点で、特約は消滅します。
災害割増特約	10年	保険金額 1,500万円 ◇不慮の事故や所定の感染症で死亡のとき、災害死亡保険金を支払います。 ◇不慮の事故や所定の感染症で所定の高度障害状態のとき、災害高度障害保険金を支払います。
傷害特約	10年	保険金額・給付金額 500万円 ◇不慮の事故や所定の感染症で死亡のとき、災害死亡保険金を支払います。 ◇不慮の事故で所定の障害状態のとき、障害給付金(保険金額の100%~10%)を支払います。
災害入院特約(本人・妻型)	10年	日額 5,000円 ◇不慮の事故で5日以上継続入院のとき、入院開始日からその日を含めて5日目から災害入院給付金を支払います。 ◇不慮の事故で所定の手術を受けたとき、手術の種類に応じて手術給付金(災害入院給付金日額の10倍、20倍、40倍)を支払います。 ◇同一事由の1回の災害入院給付金支払限度は120日、通算して700日となります。 ◇妻の場合は、本人の6割の日額となります。
疾病入院特約(本人・妻型)	10年	日額 5,000円 ◇病気で5日以上継続入院のとき、入院開始日からその日を含めて5日目から疾病入院給付金を支払います。 ◇病気で所定の手術を受けたとき、手術の種類に応じて手術給付金(疾病入院給付金日額の10倍、20倍、40倍)を支払います。 ◇同一事由の1回の疾病入院給付金支払限度は120日、通算して700日となります。 ◇妻の場合は、本人の6割の日額となります。
リビング・ニーズ特約	—	◇余命6ヵ月以内と判断された場合、死亡保険金の範囲内かつ同一被保険者を通算して3,000万円を限度に保険金を請求することができます。なお、災害割増特約・傷害特約はこの特約による保険金支払いの対象となりません。

<資料2>TB社

ご提案書		(ご契約者) 川久保 正史 様 (被保険者) 川久保 正史 様 (年齢・性別) 52歳・男性	
		予定契約日：2022年12月1日 払込保険料合計：××,×××円 払方：月払い、口座振替	
入院治療保障特約【Ⅲ型】			
先進医療保障特約			
新・入院特約			
退院後通院治療保障特約【Ⅲ型】			
外来時手術保障特約			
傷害特約			
早期発見・治療支援特約			
重症化予防支援特約			
重度疾病継続保障特約			
がん保障特約			
がん・上皮内新生物保障特約			
給与・家計サポート特約			
生活サポート終身年金特約			
定期保険特約			
がん保険料払込免除特約		保障されています	
リビング・ニーズ特約		保障されています	
重度がん保険金前払特約		保障されています	
健康サポート・キャッシュバック特約		付加されています	
▲ 52歳 契約	▲ 62歳 更新	▲ 90歳 更新限度	

◇おすすめプランの保障

特約名・支払事由等	主な保険金・給付金額等	お支払いの限度等		
入院治療保障特約【Ⅲ型】 公的医療保険制度の給付対象となる入院をしたとき (実額給付タイプ)	入院中の療養に係る × 3円 診療報酬点数	1回の入院の限度： 90万円 通算限度： 600万円 ※高額療養費支給の有無にかかわらずお支払いします		
先進医療保障特約 先進医療による療養を受けたとき ※入院を伴わない場合も対象 (実額給付タイプ)	先進医療の技術に係る費用と同額	通算限度： 2,000万円		
新・入院特約 入院をしたとき (日額給付タイプ)	5,000円×入院日数		悪性新生物(がん)・ 上皮内新生物	左記以外の病気・ ケガ
		1回の入院の限度	無制限	180日
		通算限度		1,095日
退院後通院治療保障特約【Ⅲ型】 退院後に、公的医療保険制度の給付対象となる通院をしたとき (実額給付タイプ)	通院時の療養に係る × 3円 診療報酬点数 (ただし、通院日の診療報酬点数の合計が500点未満の場合は日額1,500円) + 初回の通院時 1万円		悪性新生物(がん)・ 上皮内新生物	左記以外の病気・ ケガ
		支払対象期間	730日	180日
		1回の入院に対する通院の限度	120万円	60万円
		通算限度	600万円	
外来時手術保障特約 入院を伴わない、公的医療保険制度の給付対象となる手術 (診療報酬点数2,000点以上) または放射線治療を受けたとき (一時金給付タイプ)	手術 1回につき 5万円 放射線治療 1回につき10万円	支払限度：60日間に1回 通算限度：無制限		
傷害特約 不慮の事故の日から180日以内に所定の第1級から第6級までの障害状態に該当したとき 不慮の事故の日から180日以内に死亡したとき	500万円～50万円 500万円	通算限度：傷害死亡保険金額の10割		
早期発見・治療支援特約 契約日から1年経過後に受診した健康診断の結果により要注意基準に該当し、かつ、支払対象期間中に、要注意基準に該当した項目に関して、疾病の治療を目的とした所定の通院または入院をしたとき	2万円	支払限度：支払対象期間ごとに1回 通算限度：5回		
重症化予防支援特約 所定の疾病による所定の状態に該当したとき (所定の心疾患・脳血管疾患・糖尿病・高血圧性疾患・慢性腎臓病・肝疾患・慢性膵炎)	所定の療養ごと 100万円	支払限度：それぞれの所定の疾病について1回 通算限度：2回		
重度疾病継続保障特約 重度疾病による所定の状態に該当したとき (急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎臓病・肝硬変・重度の慢性膵炎)	重度疾病ごと 200万円	支払限度：それぞれの重度疾病について1回 通算限度：7回		

がん保障特約 責任開始日から90日を経過した後に、所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき ※上皮内新生物などを除く 前のお支払いから2年経過後の再発時	200万円 200万円	支払限度：無制限
がん・上皮内新生物保障特約 責任開始日から90日を経過した後に、所定の悪性新生物（がん）または上皮内新生物と診断確定されたとき	40万円	支払限度：1回
給与・家計サポート特約 入院または所定の在宅療養が30日間継続したとき （月額給付タイプ） ※対象疾患を問わずお支払い（精神疾病等を含む）	月額10万円×12ヵ月	通算限度：2回 （月額×12ヵ月を1回）
生活サポート終身年金特約 [別表]に定める所定の日常生活制限状態のいずれかの状態に該当したとき	年額120万円×一生涯	支払限度：無制限
定期保険特約 死亡または高度障害状態のとき （一時金タイプ）	500万円	保険期間：10年
がん保険料払込免除特約 責任開始日から90日を経過した後に、所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき ※上皮内新生物などを除く	その後の毎回の保険料のお払込みを免除し、保障は継続	

[別表] 対象となる日常生活制限状態

1級・2級の身体障害者手帳の交付	公的介護保険制度の要介護3以上	所定の寝たきり
所定の認知症	高度障害状態 （所定の身体障害表の第1級の障害状態）	片側半身の障害

●リビング・ニーズ特約

対象となる死亡保険金額は、定期保険特約の死亡保険金額とします。

<資料3>TB社

保険設計書<5年ごと配当付組立総合保障保険>

払込保険料：××,×××円 保険料払込方法：月払い
 払込期間・保険期間：10年
 更新限度：90歳まで
 終身入院特約保険料払込期間：90歳払込満了

ご契約者：川久保 恵子様
 被保険者：川久保 恵子様
 生年月日：1971年9月5日
 性別：女性
 契約日：2022年12月1日

◇おすすめプランの保障

特約名・支払事由等	主な保険金・給付金額等	お支払いの限度等		
入院治療保障特約【Ⅲ型】 公的医療保険制度の給付対象となる入院をしたとき (実額給付タイプ)	入院中の療養に係る×3円 診療報酬点数	1回の入院の限度：90万円 通算限度：600万円 ※高額療養費支給の有無にかかわらずお支払いします		
先進医療保障特約 先進医療による療養を受けたとき ※入院を伴わない場合も対象 (実額給付タイプ)	先進医療の技術に係る費用と同額	通算限度：2,000万円		
終身入院特約 入院をしたとき (日額給付タイプ)	5,000円×入院日数		悪性新生物(がん)・ 上皮内新生物	左記以外の病気・ ケガ
		1回の入院の限度	無制限	180日
		通算限度		1,095日
退院後通院治療保障特約【Ⅲ型】 退院後に、公的医療保険制度の給付対象となる通院をしたとき (実額給付タイプ)	通院時の療養に係る×3円 診療報酬点数 (ただし、通院日の診療報酬点数の合計が500点未満の場合は日額1,500円) + 初回の通院時 1万円		悪性新生物(がん)・ 上皮内新生物	左記以外の病気・ ケガ
		支払対象期間	730日	180日
		1回の入院に対する通院の限度	120万円	60万円
		通算限度	600万円	
外来時手術保障特約 入院を伴わない、公的医療保険制度の給付対象となる手術 (診療報酬点数2,000点以上) または放射線治療を受けたとき (一時金給付タイプ)	手術 1回につき 5万円	支払限度：60日間に1回 通算限度：無制限		
	放射線治療 1回につき10万円			
重症化予防支援特約 所定の疾病による所定の状態に該当したとき (所定の心疾患・脳血管疾患・糖尿病・高血圧性疾患・慢性腎臓病・肝疾患・慢性膵炎)	所定の療養ごと 100万円	支払限度：それぞれの所定の疾病について1回 通算限度：2回		
重度疾病継続保障特約 重度疾病による所定の状態に該当したとき (急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎臓病・肝硬変・重度の慢性膵炎)	重度疾病ごと 200万円	支払限度：それぞれの重度疾病について1回 通算限度：7回		

<p>がん検診支援給付金付女性がん保障特約</p> <p>○がん検診支援給付金 被保険者が対象期間に生存し、次のすべてを満たすとき</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本特約から女性がん診断保険金、女性がん・上皮内新生物診断保険金のいずれも対象期間中に支払われていないこと 2. 対象期間中に乳がん検診または子宮頸がん検診のいずれか1つ以上を受診し、その結果において異常指摘がないこと 3. 健診結果が当会社に提出されていること <p>○女性がん診断保険金</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第1回女性がん診断保険金 責任開始日から90日経過後にはじめて女性特有のがんと診断されたとき 2. 第2回以降の女性がん診断保険金 直前に支払われた女性がん診断保険金の支払事由該日から2年経過後に女性特有のがん（再発・転移含む）と診断されたとき <p>○女性がん・上皮内新生物診断保険金 責任開始日から90日経過後に女性特有のがんまたは女性特有の上皮内がんと診断されたとき</p> <p>○女性がん治療給付金 責任開始日から90日経過後に女性特有のがんまたは女性特有の上皮内がんの治療を直接目的とした保険適用となる所定の抗がん剤、ホルモン剤または分子標的薬による薬物治療のための入院または通院をしたとき</p>	<p>がん保険金額</p> <p>2万円</p> <p>100万円</p> <p>がん保険金額×10%</p> <p>5万円</p>	<p>支払限度：2保険年度につき1回・無制限</p> <p>支払限度：2年経過後の再発無制限</p> <p>支払限度：1回</p> <p>支払限度：同月内1回・無制限</p>
<p>がん保険料払込免除特約</p> <p>責任開始日から90日を経過した後に、所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき ※上皮内新生物などを除く</p>	<p>その後の毎回の保険料のお払込みを免除し、保障は継続</p>	

(問題 10)

(設問A) CFP®認定者は、正史さんが入院したときの保障内容について説明した。2023年2月に正史さんが糖尿病と診断され13日間継続して入院し、退院後に、公的医療保険制度の給付対象となるインスリン治療のため6ヵ月間(通院日数6日間)通院した場合、受け取ることができる保険金等の合計額の比較として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、以下の<条件>に基づくこと。

<条件>

- ・ TB社においては、所定の疾病および所定の重度疾病に該当し、いずれも所定の状態に該当するものとする。
- ・ 入院時の診療報酬点数 50,000点
- ・ 通院時の診療報酬点数 18,000点(通院6回合計)

1. TA社よりTB社の方が、123.4万円多い。
2. TA社よりTB社の方が、222.4万円多い。
3. TA社よりTB社の方が、322.4万円多い。
4. TA社よりTB社の方が、323.4万円多い。

(問題 11)

(設問B) CFP®認定者は、正史さんの余命が6ヵ月以内と判断された場合の保障内容について説明した。2023年6月に正史さんの余命が、がん(悪性新生物)で6ヵ月以内と判断された場合、リビング・ニーズ特約の請求において指定できる最大金額の比較として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、指定保険金額に対する6ヵ月分の利息と保険料相当額は考慮しないものとする。

1. TB社よりTA社の方が、2,260万円多い。
2. TB社よりTA社の方が、2,500万円多い。
3. TB社よりTA社の方が、2,900万円多い。
4. TB社よりTA社の方が、3,140万円多い。

(問題12)

(設問C) CFP®認定者は、正史さんが不慮の事故により高度障害状態になったときの保障内容について説明した。2023年2月に正史さんが交通事故により20日間入院し、入院中に約款に定める手術を受けたが所定の高度障害状態になった場合、受け取ることができる保険金等の合計額の比較として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、以下の〈条件〉に基づくこと。

〈条件〉

- ・ TA社においては、災害入院給付金日額の40倍の給付に該当する手術を受けたものとする。
- ・ TA社においては、障害給付金は100%支払われるものとする。
- ・ TB社においては、傷害特約の給付金は満額支払われるものとする。
- ・ TB社においては、年金支払タイプの給付金は10年間にわたって10回受け取った時点で試算する。
- ・ 入院時の診療報酬点数 200,000点

1. TB社よりTA社の方が、3,558万円多い。
2. TB社よりTA社の方が、3,758万円多い。
3. TB社よりTA社の方が、4,258万円多い。
4. TB社よりTA社の方が、4,958万円多い。

(問題13)

(設問D) CFP®認定者は、恵子さんが入院したときの保障内容について説明した。2023年6月に恵子さんが子宮頸がんと診断確定され20日間継続して入院し、入院中に約款に定める先進医療に該当する治療（技術料300万円）を受け、退院した場合、受け取ることができる保険金等の合計額の比較として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、以下の〈条件〉に基づくこと。

〈条件〉

- ・ 恵子さんが受けた先進医療は、TA社の手術給付金の支払事由に該当しないものとする。
- ・ TB社においては、女性特有のがんに該当し、先進医療による療養に該当するものとする。
- ・ 入院時の診療報酬点数 150,000点

1. TA社よりTB社の方が、450.2万円多い。
2. TA社よりTB社の方が、460.2万円多い。
3. TA社よりTB社の方が、462.2万円多い。
4. TA社よりTB社の方が、465.2万円多い。

問4

安藤咲紀子さん（以下「咲紀子さん」という）は、2022年10月に夫の宏樹さん（36歳）ががんで死亡したため、社会保障制度や生命保険について、CFP[®]認定者に相談しました。以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<資料>

[家族構成]

氏名	続柄	年齢	備考
安藤 咲紀子	本人	35歳	専業主婦
安藤 唯	長女	11歳	小学生
筒井 正浩	父	58歳	自営業
筒井 佐織	母	55歳	専従者

[状況等]

- ・ 宏樹さんは、22歳から株式会社NRに勤務（厚生年金保険加入）していたが、34歳のときにがんの診断を受け、35歳で退職した。退職するまでの13年間、継続して厚生年金保険に加入していた。
- ・ 咲紀子さんは、22歳から株式会社NRに勤務（厚生年金保険加入）していたが、宏樹さんと結婚した後、唯さん誕生前の2011年9月30日付で退職し、その後は専業主婦であった。なお、今後は仕事に就く予定である。
- ・ 宏樹さんと咲紀子さんには、国民年金保険料の未納期間および免除期間はない。
- ・ 唯さんは、障害者ではない。
- ・ 現在の預貯金残高（宏樹さんの死亡保険金を含まない額）は、300万円である。

[宏樹さんが死亡時に加入していた生命保険契約]

保険種類：無配当終身保険

契約形態：

保険契約者（保険料負担者）	宏樹さん
被保険者	宏樹さん
死亡保険金受取人	咲紀子さん

保険料払込方法：月払い

保険料払込期間：60歳

死亡保険金額：1,200万円

(問題 1 4)

(設問A) 咲紀子さんは、自分が万一死亡した場合に備え、新たな生命保険に加入することを検討している。下記<資料>は、CFP®認定者が咲紀子さんからヒアリングした内容に基づいて作成した遺族の「必要保障額計算表」である。現時点で咲紀子さんが死亡した場合の必要保障額の不足額として、正しいものはどれか。

<資料>

[必要保障額計算表]								(単位：万円)	
年	長女 年齢	収入等合計		支出合計			当該年の 収支	収支 累計額	
			公的 年金	生活費	住居費	教育費			
2023	12		78	406	240	96	70	▲328	
2024	13		78	408	240	96	72	▲330	
2025	14		78	408	240	96	72	▲330	
2026	15		78	438	240	96	102	▲360	
2027	16		78	408	240	96	72	▲330	
2028	17		78	408	240	96	72	▲330	
2029	18		78	438	240	96	102	▲360	
2030	19		0	456	240	96	120	▲456	
2031	20		0	456	240	96	120	▲456	
2032	21		0	456	240	96	120	▲456	
2033	22		0	456	240	96	120	▲456	
合計			546	4,738	2,640	1,056	1,042		

- ・ 長女の年齢は、年末時点の満年齢で表示している。
- ・ 教育費は、遺児が受給した奨学金等を控除した後の額である。また、唯さんが22歳で大学を卒業することを前提に表示している。
- ・ 税金・社会保険料は、遺族の生活費に含まれる。
- ・ 必要保障額の計算上、咲紀子さんの葬儀費用等の整理資金は考慮しない。
- ・ 記載されている数値は正しいものとする。
- ・ 問題作成の都合上、一部空欄にしてある。
- ・ 算入する金額がない場合は「0」と表記している。

1. 2,692万円
2. 2,992万円
3. 3,892万円
4. 4,192万円

(問題 15)

(設問B) 咲紀子さんは、NQ生命保険会社が販売している下記<資料>のがん保険に加入することを検討している。咲紀子さんが下記<加入内容>のとおり、がん保険に加入した場合の次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、契約時から保険事故までに保険金・給付金などの支払いは一切ないものとする。

<加入内容> (表中の①～⑥は<資料>の①～⑥に対応)

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 主契約 無解約返戻金型終身がん治療保険 (抗がん剤保障) </div>	抗がん剤治療給付金① 自由診療抗がん剤治療給付金②	一生涯保障
がん治療特約	ホルモン剤治療給付金③ 自由診療ホルモン剤治療給付金④ がん緩和療養給付金⑤ がん治療関連給付金⑥	一生涯保障

<資料>保障内容一覧

	保障内容	保障額	
抗がん剤治療給付金① ※1、2	がんの治療を直接の目的として、公的医療保険制度の給付対象となる所定の抗がん剤が処方・投与される治療を受けたとき	1ヵ月につき 基準給付月額10万円	基準給付月額 の120 カ月分限度
自由診療抗がん剤治療給付金② ※1、2	がんの治療を直接の目的として、所定の抗がん剤が処方・投与される次のいずれかの治療を受けたとき ・ 欧米で承認され、かつ公的医療保険制度対象外の治療 ・ 先進医療または患者申出療養による療養であること	1ヵ月につき 基準給付月額の4倍 通算12ヵ月限度	
ホルモン剤治療給付金③ ※1	がんの治療を直接の目的として、公的医療保険制度の給付対象となる所定のホルモン剤が処方・投与される治療を受けたとき	1ヵ月につき 5万円	通算 600万円 限度
自由診療ホルモン剤治療給付金④ ※1	がんの治療を直接の目的として、所定のホルモン剤が処方・投与される次のいずれかの治療を受けたとき ・ 欧米で承認され、かつ公的医療保険制度対象外の治療 ・ 先進医療または患者申出療養による療養であること	1ヵ月につき 10万円 通算12ヵ月限度	
がん緩和療養給付金⑤	がんの治療を直接の目的として入院または通院をし、公的医療保険制度の給付対象となる所定のがん性疼痛緩和の療養を受けたとき	1ヵ月につき 5万円 通算12ヵ月限度	
がん治療関連給付金⑥	がんの治療を目的としたがん診療連携拠点病院等への入院または通院で、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表の算定対象となる治療を行い、その治療と同一の月に所定の抗がん剤治療・ホルモン剤治療・手術・放射線治療・緩和療法を行っていないとき	1ヵ月につき 5万円 通算12ヵ月限度	

- ※1 抗がん剤治療給付金、自由診療抗がん剤治療給付金、ホルモン剤治療給付金、自由診療ホルモン剤治療給付金は、注射による投与・経口による投与・医師による処方 whichever によって治療が行われた日を含む月ごとに支払われます。
- ※2 抗がん剤治療給付金、自由診療抗がん剤治療給付金のお支払総額が保険期間を通じて基準給付月額×120ヵ月に達した後も、給付金が支給される特約があれば主契約は消滅しません。この場合、主契約部分の保険料の払込みを要しません。
- ※3 抗がん剤・ホルモン剤を投与されるべきとされる日に生存している場合に、抗がん剤治療・ホルモン剤治療を受けたものとしてお取り扱いします。
 1. 咲紀子さんが乳がん治療のため、公的医療保険制度の給付対象となる所定のホルモン剤3ヵ月分を1度に処方された場合、ホルモン剤治療給付金③を15万円受け取ることができる。
 2. 咲紀子さんが保険期間を通じて抗がん剤治療給付金①と自由診療抗がん剤治療給付金②を合計で1,200万円受け取った場合、給付金が支給される特約の有無にかかわらず、主契約は消滅する。
 3. 咲紀子さんががんによる苦痛を和らげるため、所定のがん性疼痛緩和の療養を在宅医療で3ヵ月間受けた場合、がん緩和療養給付金⑤を15万円受け取ることができる。
 4. 咲紀子さんが自由診療ホルモン剤治療給付金④の給付対象となる治療を受けた月と同一月にがん治療関連給付金⑥の給付対象となる治療を受けた場合、いずれの給付金も受け取ることができる。

(問題 16)

(設問C) 筒井正浩さん(以下「正浩さん」という)は、現在加入中の下記<資料>の保険について名義変更をしようと検討している。名義変更に係る税務上の取扱いに関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

<資料>

[正浩さんが現在加入している生命保険契約]

保険種類：5年ごと利差配当付個人年金保険

契約形態：

	名義変更前	名義変更後
保険契約者(保険料負担者)	正浩さん	咲紀子さん
被保険者	咲紀子さん	咲紀子さん
死亡給付金受取人	正浩さん	唯さん
年金受取人	正浩さん	咲紀子さん

年金受取開始年齢：65歳

保険料払込期間：65歳払込満了

年金年額・受取期間：60万円・10年間

名義変更までに正浩さんが支払った正味払込保険料合計額：71万円

名義変更時点の解約返戻金相当額：59万円

年金受取開始までの総払込保険料：577万円

1. 正浩さんの生存中に名義変更後、名義変更までに正浩さんが支払った正味払込保険料総額に対応する年金の受給権は、名義変更時点で贈与税の課税対象となる。
2. 正浩さんの生存中に名義変更後、年金受取開始前に咲紀さんが死亡した場合、唯さんが受け取る死亡給付金のうち、名義変更までに正浩さんが支払った正味払込保険料総額に対応する額は、贈与税の課税対象となる。
3. 正浩さんの死亡により名義変更をした場合、咲紀さんが相続により取得する生命保険契約に関する権利は71万円で評価され、その全額が相続税の課税対象となる。
4. 正浩さんの死亡により名義変更をした場合、咲紀さんが65歳から受け取る年金のうち、名義変更までに正浩さんが支払った正味払込保険料総額に対応する年金の受給権は、相続税の課税対象となる。

問5

村瀬洋一さん（以下「洋一さん」という）は、個人事業主として飲食店を営んでいます。自営業者の保障等に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

[家族構成]			
氏名	続柄	年齢	備考
村瀬 洋一	本人	43歳	自営業（個人事業主）
村瀬 香奈	妻	40歳	自営業（手伝い）
村瀬 愛菜	長女	8歳	小学生

[状況等]

- ・ 洋一さんは35歳の時にオーナーとして独立し、現在は妻とアルバイトの従業員5名で店を経営している。
- ・ 洋一さんと香奈さん、愛菜さんは生計を一にしており、洋一さんと香奈さんは国民年金の第1号被保険者である。
- ・ 洋一さんは、店の売上げが順調に伸びてきているため、2号店の出店を検討している。

(問題17)

(設問A) 洋一さんは、2号店の出店を機に個人事業から法人組織（法人名はRZ株式会社、以下「RZ社」という）に変更し、現在個人で加入している生命保険契約を下記<資料>のとおりRZ社の名義に変更する予定である。名義変更時の経理処理等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

<資料>

保険種類：定期保険特約付終身保険（特約期間15年）

契約形態：

	名義変更前	名義変更後
保険契約者（保険料負担者）	洋一さん	RZ社
被保険者	洋一さん	役員 (洋一さん)
死亡保険金受取人	香奈さん	RZ社

[名義変更時]

- ①既払込保険料：250万円
(内訳：主契約50万円、定期保険特約120万円、医療関係特約80万円)
- ②解約返戻金相当額：70万円（次の③の金額を含まず、④の金額を控除する前の金額）
- ③配当金：5万円
- ④契約者貸付金元利合計額：40万円

1. R Z社が洋一さんから生命保険契約の権利を買い取る場合、解約返戻金相当額70万円を保険料積立金、配当金5万円を配当金積立金として資産に計上する。
2. R Z社が洋一さんから生命保険契約の権利を買い取る場合、契約者貸付金元利合計額40万円を負債に計上する。
3. R Z社が洋一さんから生命保険契約の権利を買い取る場合、洋一さんがR Z社から受け取った金額は一時所得に係る収入とされる。
4. R Z社が洋一さんから生命保険契約の権利を無償で譲り受ける場合、名義変更時点の解約返戻金相当額と同額の70万円の雑収入が発生する。

(問題18)

(設問B) 洋一さんは、自身の死亡や傷害・疾病に備えて保障の追加を検討している。少額短期保険業制度に関する下記<資料>の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、激変緩和措置については考慮しないものとする。

<資料>

○保険期間の上限

少額短期保険業では、保険の区分に応じて保険期間に上限が設けられています。

区分	保険期間の上限
生命保険、傷害疾病保険(第三分野の保険)	1年
損害保険	(ア)

○保険金額の上限

少額短期保険業では、保険の区分に応じて1被保険者当たりの保険金額に上限が設けられています。

区分	保険金額の上限
疾病による死亡・重度障害	300万円
疾病・傷害による入院給付金等	(イ)
傷害による死亡	300万円
調整規定付傷害死亡	600万円
傷害を原因とする特定重度障害	600万円
損害保険	1,000万円
低発生率保険	1,000万円

※1人の被保険者につき加入できる保険金額の限度額は、(ウ)を除いて1,000万円です。

1. (ア) 2年 (イ) 80万円 (ウ) 低発生率保険
2. (ア) 2年 (イ) 100万円 (ウ) 調整規定付傷害死亡
3. (ア) 3年 (イ) 80万円 (ウ) 調整規定付傷害死亡
4. (ア) 3年 (イ) 100万円 (ウ) 低発生率保険

(問題 19)

(設問C) 洋一さんは、老後生活資金準備のために外貨建一時払終身保険への加入を検討している。下記<資料>の外貨建一時払終身保険に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

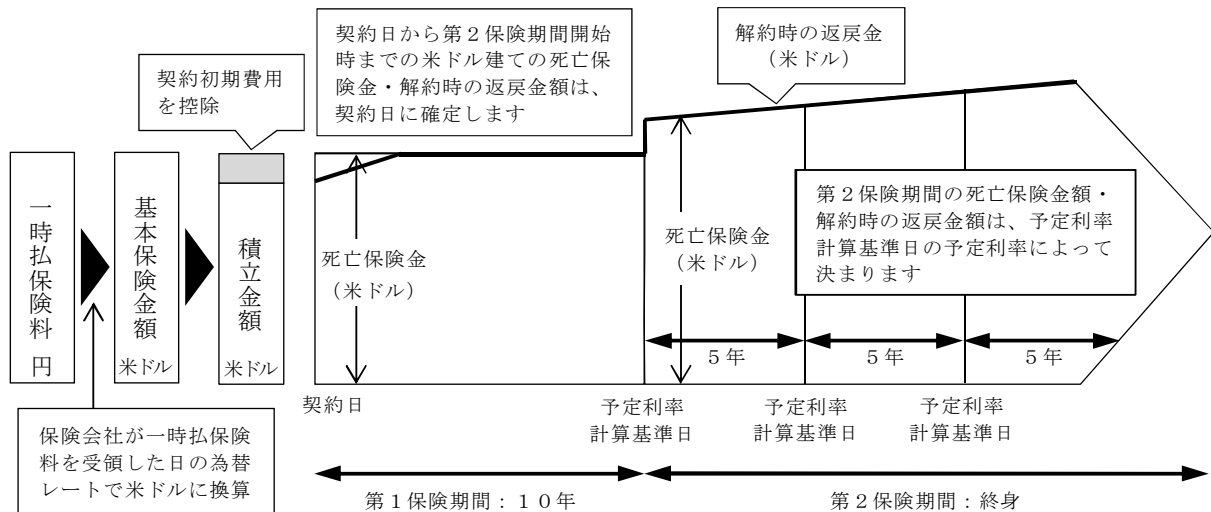
<資料>

【5年ごと利差配当付利率変動型一時払保障選択制終身保険】

●仕組図 (イメージ)

第1保険期間10年

第2保険期間の予定利率が最初の予定利率計算基準日の予定利率のまま一定で推移した場合



○特徴

1. 第1保険期間の死亡保障等を抑えることで、第2保険期間の魅力的な米ドル建てのお受取額を実現しました。
 - ・ 第1保険期間中の死亡保険金額・解約時の返戻金額の上限を、基本保険金額としています。そのため、第1保険期間中に円でお受け取りいただく場合、お受取時の為替レートによっては一時払保険料を大きく下回るおそれがあります。
 - ・ 契約初期費用が控除されるため、ご契約から一定期間内に解約された場合の返戻金額は、基本保険金額を下回ります。
2. 第1保険期間は5年・7年・10年から選べます。
 - ・ 第1保険期間が長いほど、第2保険期間開始時の米ドル建ての死亡保険金額・解約時の返戻金額は大きくなります。
 - ・ 第2保険期間開始時までの米ドル建ての死亡保険金額・解約時の返戻金額は、契約日に確定します。
3. 増やした資産のお受取方法などは、後でじっくり選べます。
 - ・ 第2保険期間における米ドル建ての死亡保険金額と解約時の返戻金額は同額です。
 - ・ 第2保険期間における死亡保険金額・解約時の返戻金額は、予定利率計算基準日の予定利率によって決まります。

○第2 保険期間の予定利率とお受取額について

- ・ 予定利率計算基準日に、直近の米国債の金利等を踏まえ、予定利率を設定します。
- ・ 予定利率計算基準日の予定利率により、以後5年間の死亡保険金額・解約時の返戻金額（毎月増加）が決まります。
- ・ 予定利率が高いほど、米ドル建てのお受取額は大きくなります。
- ・ 第2 保険期間の予定利率には最低保証があり、予定利率計算基準日の予定利率が最低保証予定利率で推移した場合、お受取額は緩やかに増加します。
- ・ 第2 保険期間の予定利率が最低保証予定利率を上回ると、お受取額の増加率は大きくなります。

○お客さまにご負担いただく諸費用について

＜お払込時＞

- ・ 円でお払い込みいただいた一時払保険料を米ドルに換算する際に適用する為替レートには、為替手数料が含まれています。この手数料は一時払保険料以外に別途お払い込みいただくものではありません。

＜契約時および保険期間中＞

- ・ ご契約の締結にかかる費用として、基本保険金額に対して第1 保険期間の年数に応じて定められた率を乗じた金額を契約初期費用として契約時に控除します。
- ・ ご契約の維持・管理および死亡保険金にかかる費用として、保険契約関係費用を積立金から毎年控除します。

＜お受取時＞

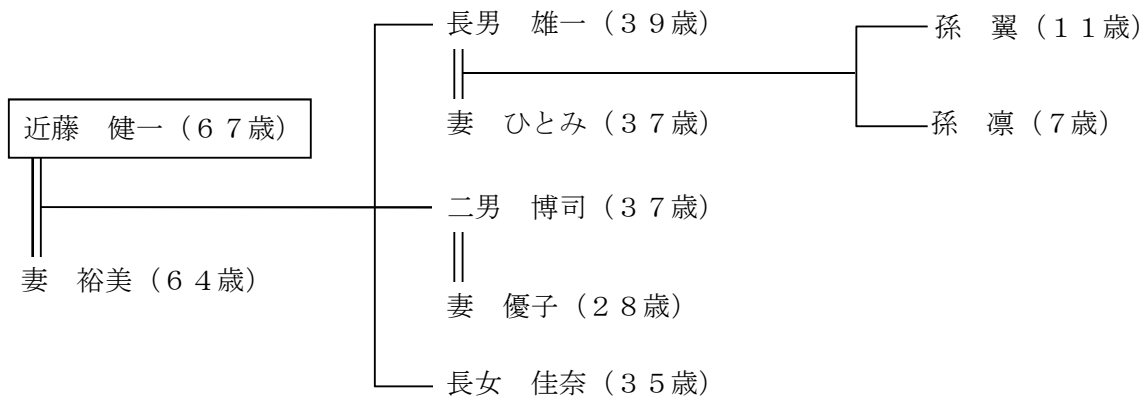
- ・ 保険金等を米ドルでお受け取りいただく場合、米ドルで受け取るための口座開設や口座への着金・引出しに手数料等がかかる場合があります。
- ・ 保険金等を円でお受け取りいただく場合、保険金等を米ドルから円に換算する際に適用する為替レートには、為替手数料が含まれています。円でお受け取りいただく金額は、この手数料が差し引かれた後の金額です。

1. 円で払い込んだ保険料を保険会社が米ドルに換算し、契約初期費用を控除したものが積立金額となり、保険料を米ドルに換算する際の為替手数料は別途支払う必要がある。
2. 第1 保険期間中の米ドル建ての死亡保険金額は積立金額と同額で、契約日に確定する。
3. 第1 保険期間が長いほど、第2 保険期間開始時の米ドル建ての死亡保険金額・解約時の返戻金額が大きくなる。
4. 第2 保険期間は5年ごとの予定利率計算基準日に予定利率が設定されるが、第2 保険期間の予定利率が最低保証予定利率で推移した場合、米ドル建ての死亡保険金額・解約時の返戻金額は一定のまま推移する。

問6

近藤健一さん（以下「健一さん」という）は、神奈川県で非上場の株式会社VZ（以下「VZ社」という）を営んでいます。最近、友人の相続を聞いて自身の相続について考えるようになり、生命保険を活用した相続対策について、CFP®認定者に相談しました。以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

[親族関係図]



[状況等]

- 健一さんはVZ社の代表取締役社長、長男の雄一さんが取締役となっている。なお、健一さんは雄一さんにVZ社の経営を継いでもらいたいと考えている。
- 二男の博司さんは、自ら創業したVA社を営んでおり、VZ社に入社する予定はない。
- 長女の佳奈さんは、生まれつき知的障害があり、健一さん夫婦と同居している。
- 健一さんの相続発生時には、法定相続人以外で相続等により財産を取得する者はおらず、すべての相続人は相続を放棄しないものとする。
- 健一さん夫婦は、孫の翼さんと凜さんを養子縁組していないものとする。

[健一さんの主な資産内容（相続税評価額であり、生命保険契約を除く）]

自宅（土地・建物）：4,000万円

※土地は小規模宅地等の特例適用後の相続税の課税価格に算入される価額

VZ社自社株：26,000万円（健一さんの保有株は発行済株式総数の100%）

預貯金：5,000万円

有価証券等：4,000万円

その他の財産：3,000万円

※健一さんの住所および保有する財産は、日本国内にあるものとする。

[生命保険契約一覧]

契約	保険契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金受取人	死亡保険金額
①	健一さん	健一さん	裕美さん	2,000万円
②			雄一さん	4,000万円
③			佳奈さん	4,000万円
④			ひとみさん	1,000万円
⑤	VZ社		VZ社	10,000万円

※VZ社が受け取る死亡保険金は全額死亡退職金として支払うものとする。

[VZ社の役員退職慰労金規程における死亡退職金の条文抜粋]

第●●条（死亡役員に対する死亡退職金等）

死亡した役員に対する死亡退職金・弔慰金は、労働基準法施行規則第42条から45条に基づき、配偶者（婚姻の届出をしなくとも事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。）を第一順位とし、配偶者のいない場合には子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順位で支給するものとする。なお、該当者が複数いるときは代表者に対して支給するものとする。

(問題20)

(設問A) 現時点で健一さんが死亡した場合に支払われる生命保険金および死亡退職金のうち、裕美さんと雄一さんの相続税の課税対象額（非課税金額控除後の金額）の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、保険契約者＝保険料負担者とする。

- | | | | |
|---------|----------|------|---------|
| 1. 裕美さん | 9,600万円 | 雄一さん | 3,200万円 |
| 2. 裕美さん | 10,800万円 | 雄一さん | 3,600万円 |
| 3. 裕美さん | 11,600万円 | 雄一さん | 3,200万円 |
| 4. 裕美さん | 12,000万円 | 雄一さん | 4,000万円 |

(問題 2 1)

(設問B) 健一さんは、財産移転を進めながら万一の死亡に備えるため、生命保険料相当額を孫である翼さんと凜さんの2人に毎年贈与したいと考えており、CFP[®]認定者に相談した。生前贈与の留意点に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、保険契約者＝保険料負担者とする。

1. 健一さん名義の銀行口座から受贈者名義の銀行口座に保険料相当額を振り込んだうえで、受贈者名義の銀行口座の預金通帳と届出印鑑を親権者である雄一さんが保管しておく。
2. 毎年行われる贈与の事実を明らかにするために、贈与の都度、贈与契約書を2部作成し、健一さんと受贈者がそれぞれ1部を保管しておく。
3. 健一さんが死亡した場合、相続開始前3年以内に翼さんと凜さんが受け取った生命保険料相当額は相続税の課税価格に加算しなければならない。
4. 贈与された保険料相当額で受贈者が契約した生命保険契約の保険料については、受贈者の生命保険料控除の対象とする。

(問題 2 2)

(設問C) 健一さんは、知的障害がある佳奈さんの将来に不安を感じている。そこでCFP[®]認定者は、VY生命保険会社とVX信託銀行との業務提携により取り扱っている生命保険信託の利用を提案した。健一さんがVY生命保険会社で加入した契約③において、健一さんを委託者、VX信託銀行を受託者とし、佳奈さんを受益者とする生命保険信託契約を締結した場合の生命保険信託に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、定例交付とは、あらかじめ金額、頻度、期間などを定めておく交付方法である。また、保険契約者＝保険料負担者とする。

1. 生命保険信託契約を締結することにより、VX信託銀行が受託者として死亡保険金を全額受け取り、佳奈さんに定例交付する仕組みができる。
2. 生命保険信託契約を締結する際に、第二受益者を設定することにより、受益者である佳奈さんが死亡した場合、第二受益者である者に引き続き定例交付する仕組みができる。
3. 生命保険信託の受益権は、原則として、受益者である佳奈さんの固有の財産となるため、遺産分割協議の対象財産から外れ、遺留分の算定の基礎となる財産の対象にもならない。
4. 生命保険信託において、死亡保険金は受益権に置き換えられて、受託者であるVX信託銀行に交付されるため、佳奈さんの信託受益権には死亡保険金の非課税金額は適用されない。

(問題 2 3)

(設問D) 健一さんは、後継者である長男の雄一さんに会社に関わる個人資産をすべて相続させようと考えているが、その場合、二男の博司さんが財産分割への不公平を感じないか心配している。そこでCFP[®]認定者は、生命保険契約等を活用した代償分割による解決策を提案した。代償分割に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 博司さんと佳奈さんは、雄一さんに対し、自社株等の現物の返還ではなく法定相続分に相当する金銭の支払いを請求することができる。
2. 代償交付金の準備を目的とした生命保険契約の場合、保険契約者（保険料負担者）を健一さんまたは雄一さん、被保険者を健一さん、死亡保険金受取人を雄一さんとする。
3. 雄一さんが死亡保険金を受け取り、博司さんと佳奈さんに代償交付金として金銭を交付する場合、遺産分割協議書に代償分割することを明記しておくことは有効である。
4. 代償交付金の準備を目的とした生命保険契約の場合、死亡保険金額は、博司さんと佳奈さんの遺留分合計額以上に設定することが望ましい。

(問題 2 4)

(設問E) CFP[®]認定者は、健一さんの死亡に備えた相続対策（1次相続）だけでなく、裕美さんの死亡に備えた相続対策（2次相続）も重要であることを健一さんに説明し、下記のような終身保険の契約形態を提案した。生命保険を活用した2次相続対策に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

契約	保険契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金受取人
①	健一さん	裕美さん	健一さん
②	健一さん	裕美さん	雄一さん
③	裕美さん	裕美さん	雄一さん

1. 契約①に加入後、健一さんが裕美さんよりも先に死亡し、保険契約者を裕美さん、死亡保険金受取人を雄一さんに変更した場合、その後裕美さんが死亡したときに雄一さんが受け取る死亡保険金は、全額が贈与税の課税対象となる。
2. 契約①に加入後、健一さんが裕美さんよりも先に死亡し、保険契約者および死亡保険金受取人をいずれも雄一さんに変更した場合、その後裕美さんが死亡したときに雄一さんが受け取る死亡保険金は、全額が相続税の課税対象となる。
3. 契約②に加入後、裕美さんが健一さんよりも先に死亡したときに雄一さんが受け取る死亡保険金は、全額が相続税の課税対象となる。
4. 健一さんから裕美さんに、保険料相当額を毎年適正に贈与する方法により契約③に加入後、裕美さんが死亡したときに雄一さんが受け取る死亡保険金は、全額が相続税の課税対象となる。

問7

株式会社PW（以下「PW社」という）は、ここ数年受注が拡大し、業績を順調に伸ばしています。PW社の設立時より代表取締役社長として就任している唐沢社長は、業績が好調なこの時期で、役員保障の見直しを検討しており、事業保障および役員退職慰労金等についてCFP®認定者に相談しました。以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

[会社概要]

業種：飲食サービス業
 設立：2012年4月1日
 資本金：1,000万円
 従業員数：30名

[家族構成]

氏名	続柄	年齢	備考
唐沢 誠	本人	51歳	代表取締役社長
唐沢 美津子	妻	48歳	—
唐沢 駿人	長男	26歳	PW社社員
唐沢 美咲	長女	22歳	他企業に勤務

[会社決算状況]

・ 貸借対照表

2022年3月31日 (単位：千円)

資産の部		負債の部	
<流動資産>	250,000	<流動負債>	100,000
現金・預金	160,000	短期借入金	50,000
売掛金	60,000	買掛金	40,000
受取手形	0	支払手形	0
棚卸資産	20,000	その他	10,000
その他	10,000	<固定負債>	170,000
<固定資産>	250,000	長期借入金	170,000
有形固定資産	220,000	純資産の部	
土地	30,000	<株主資本>	230,000
建物	120,000	資本金	50,000
機器・備品	70,000	資本剰余金	2,000
投資その他の資産	30,000	利益剰余金	178,000
保険料積立金	28,000		
その他	2,000		
合計	500,000	合計	500,000

・ 損益計算書

自 2021年4月 1日
 至 2022年3月31日 (単位：千円)

科目	
売上高	700,000
売上原価	450,000
売上総利益	250,000
販売費・一般管理費	210,000
営業利益	40,000
営業外収益	5,000
営業外費用	5,000
経常利益	40,000
特別利益	0
特別損失	0
税引前当期利益	40,000
法人税等	12,000
当期純利益	28,000

(問題 25)

(設問A) 唐沢社長は、事業保障資金の必要額を生命保険の死亡保険金で準備したいと考えており、CFP[®]認定者に相談した。下記<前提条件>の下、法人税等控除後でも、最低限必要な事業保障資金を確保できる額として、正しいものはどれか。

<前提条件>

- (1) 事業保障資金の必要額は、次の①から③までの合計額とする。
- ① 流動負債は売掛金で相殺するものとし、この差額
 - ② 唐沢社長は長男の駿人さんを後継者にしたいため、駿人さんに連帯保証債務を残したくないと思っている。長期借入金については唐沢社長が連帯保証人になっているため、この額
 - ③ 唐沢社長が急逝した場合の当面の運転資金として、販売費・一般管理費の3ヵ月分の額
- (2) 死亡保険金は全額が益金になるものとし、法人税等の実効税率を35%とする。
- (3) 計算結果については、百万円未満は切り上げるものとする。

- 1. 2億6,300万円
- 2. 2億8,000万円
- 3. 4億400万円
- 4. 4億3,100万円

(問題 26)

(設問B) CFP®認定者は、唐沢社長に役員退職慰労金の資金準備と事業保障資金の必要額を補うために平準定期保険への加入を提案した。下記<資料>に基づき、PW社が平準定期保険に加入した場合、保険期間の開始の日から当該保険期間の14年を経過する日における保険料支払時のPW社の経理処理として、正しいものはどれか。なお、円未満は切り捨てることとする。また、最高解約返戻率の到達時点およびその割合は、下記<資料>の数値等の範囲で判定すること。

<資料>

[PW社が加入を検討している生命保険]

保険種類：平準定期保険（無配当）

保険契約者：PW社

被保険者：唐沢社長（契約年齢51歳）

死亡保険金受取人：PW社

死亡保険金額：1億円

保険期間：100歳満了

保険料払込期間：100歳（全期払）

年払い保険料：3,029,000円

[保険料累計額と解約返戻金額の推移]

(金額の単位：千円)

経過年数	年齢	保険料累計額	解約返戻金額	解約返戻率
4年	55歳	12,116	9,960	82.2%
9年	60歳	27,261	23,320	85.5%
14年	65歳	42,406	36,330	85.7%
19年	70歳	57,551	49,360	85.8%
24年	75歳	72,696	61,310	84.3%
29年	80歳	87,841	70,550	80.3%
34年	85歳	102,986	77,420	75.2%
39年	90歳	118,131	80,840	68.4%
44年	95歳	133,276	75,150	56.4%
49年	100歳	148,421	0	0%

※解約返戻金額は、各経過年数の契約応当日の前日時点の金額を記載している。

1.	借方	貸方
	支払保険料 690,007円	現金・預金 3,029,000円
	前払保険料 2,338,993円	
2.	借方	貸方
	支払保険料 1,209,783円	現金・預金 3,029,000円
	前払保険料 1,819,217円	
3.	借方	貸方
	支払保険料 1,211,600円	現金・預金 3,029,000円
	前払保険料 1,817,400円	
4.	借方	貸方
	支払保険料 1,817,400円	現金・預金 3,029,000円
	前払保険料 1,211,600円	

問 8

HW株式会社（以下「HW社」という）は、厳しい外部環境の中、業績を順調に伸ばしています。住吉社長は、中長期的に従業員の努力に報いていきたいと考え、従業員の福利厚生の拡充を検討しており、福利厚生制度等についてCFP[®]認定者に相談しました。以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

[会社概要]

業種：食品製造業

設立：1981年4月1日

資本金：1,000万円

従業員数：32名

定年：60歳（65歳まで定年後再雇用制度あり）

福利厚生：退職金（一時金）制度あり

中小企業退職金共済（退職金制度の退職金準備手段として加入）

[家族構成]

氏名	続柄	備考
住吉 秀夫	本人	代表取締役社長（55歳）
住吉 貴子	妻	副社長
住吉 正志	長男	他企業に勤務
住吉 修造	二男	大学生

<資料>

[従業員退職金規程]

第1条（適用範囲）

1. この規程は、就業規則の規程に基づき社員の退職金について定めたものである。
2. この規程による退職金制度は、会社に雇用され勤務する正社員に適用する。パートタイマー、嘱託など就業形態が特殊な者についてはこの限りではない。

第2条（退職金の算定方法）

1. 退職金は別表で定めるところにより、退職時における基本給の月額に社員各人の勤続年数に応じた退職金支給率を乗じて得た額とする。
2. 前項の算定をするに当たって、その者の退職事由が次の第1号から第4号までのいずれかに該当する場合には退職金支給率（別表1）を、第5号および第6号のいずれかに該当する場合には退職金支給率（別表2）をそれぞれ適用する。

- ① 定年
- ② 事業の縮小など業務上の都合による解雇
- ③ 業務上の事由による傷病
- ④ 死亡
- ⑤ 自己都合
- ⑥ 業務外の事由による傷病

3. 毎年3月末時点の年次評価においてS評価を得た場合は、その数に応じて、下記算式の退職慰労金を別途支払うものとする。

退職金に加えて支給する退職慰労金額＝S評価を得た年数×3万円

第3条（計算期間）

1. 計算の対象となる勤続年数は、入社日から起算し、退職の日までとする。これには試用期間を通算するが、就業規則に定める休職期間についてはこれを通算しない。
2. 計算上1ヵ月未満の端数月が生じた場合は、15日以上を1ヵ月とし、月割計算を行う。

第4条（特別功労金）

在職中、特に功労があったと認められる社員に対して、退職金に特別功労金を加算して支給することがある。支給額は、その都度その功労の程度を勘案して定める。

第5条（算出金額の端数処理）

この規程による退職金の算出金額に10,000円未満の端数が生じたときは、これを10,000円に切り上げる。

第6条（控除）

退職金の支給に際しては、法令に定めるほか、支給を受ける者が会社に対して負う債務を控除する。

第7条（支払いの時期および方法）

退職金は、退職または解雇の日から30日以内に通貨で直接、支給対象者にその全額を支払う。ただし、その者の同意がある場合は、その指定する金融機関口座への振込みまたは金融機関振出小切手などの方法により支払う。

第8条（遺族の範囲および順位）

1. 本人死亡のときの退職金を受ける遺族の範囲および順位は、労働基準法施行規則第42条から第45条までに定めるところによる。
2. 前項の規定にかかわらず、社員が本人の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹のうち特定の者を指定したときには、会社は死亡退職金をその指定した者に対して支給する。このとき、社員はあらかじめ会社に届出を行い、事前に承認されることを要するものとする。

第9条（退職金の不支給）

1. 以下の各号の一に該当する者には、退職金を支給しない。ただし、事情により第2条に規定する自己都合退職金支給額に相当する退職金を支給することがある。
 - ① 就業規則に定める懲戒規定に基づき懲戒解雇された者
 - ② 退職後、支給日までの間において在職中の行為につき懲戒解雇に相当する事由が発見された者
2. 退職金の支給後に前項第2号に該当する事実が発見された場合は、会社は支給した退職金の返還を当該社員であった者または前条の遺族に求めることができる。

第10条（社外業務に従事した場合の併給の調整）

出向等社命により社員が社外業務に従事し、他社より退職金に相当する給付を受けた場合には、その者の退職金は、この規程により算定された退職金から当該給付に相当する額を控除して支給する。

第11条（外部積立てによる退職金の支給）

会社が、中小企業退職金共済制度など外部機関において積立てを行っている場合は、当該外部機関から支給される退職金は、会社が直接本人に支給したものとみなし、第2条に規定する算定方法により会社から直接支給する退職金は、当該外部機関から支給される退職金の額を控除した額とする。

第12条（改定）

この規程は会社の経営状況および社会情勢の変化等により必要と認めたときは、支給条件・支給水準を見直すことがある。

付則

この規程は、2009年4月1日から施行する。

（別表1）会社都合の場合の退職金支給率

勤続	支給率	勤続	支給率	勤続	支給率
1年	0.73	11年	9.01	21年	29.85
2年	1.41	12年	10.45	22年	32.35
3年	2.07	13年	11.99	23年	34.97
4年	2.73	14年	13.65	24年	37.75
5年	3.50	15年	15.43	25年	39.65
6年	4.14	16年	17.58	26年	40.25
7年	4.92	17年	19.87	27年	40.85
8年	5.71	18年	22.26	28年	41.45
9年	6.56	19年	24.80	29年	42.05
10年	7.67	20年	27.45	30年以上	42.65

(別表2) 自己都合の場合の退職金支給率

勤続	支給率	勤続	支給率	勤続	支給率
1年	0	11年	6.87	21年	26.50
2年	0	12年	8.03	22年	29.78
3年	1.48	13年	9.27	23年	33.19
4年	2.02	14年	10.60	24年	36.85
5年	2.59	15年	11.98	25年	39.65
6年	3.14	16年	14.08	26年	40.25
7年	3.73	17年	16.21	27年	40.85
8年	4.32	18年	18.47	28年	41.45
9年	4.95	19年	20.87	29年	42.05
10年	5.79	20年	23.36	30年以上	42.65

(問題27)

(設問A) HW社の従業員である宮本さんが、休日に交通事故で死亡した場合、<資料>および下記<条件>に基づき計算した宮本さんの死亡退職金の額として、正しいものはどれか。

<条件>

勤続年数等：正社員として13年間継続して勤務

退職時における基本給の月額：331,000円

その他：S評価を得た年数は3年であり、第4条に定める特別功労加算はない。

第3条に定める「休職期間」はなく、第9条に定める「不支給」、第10条に定める「社外業務に従事した場合の併給の調整」に該当する事由はないものとする。

1. 307万円
2. 316万円
3. 397万円
4. 406万円

(問題 28)

(設問B) CFP®認定者は、退職金の支給原資を準備する方法として福利厚生型の養老保険（ハーフタックスプラン）への加入を提案した。その際、住吉社長は退職金支給時の経理処理について質問した。以下の<前提条件>に基づき、次のそれぞれの事由が発生した場合における従業員の広尾さんの退職金に係る一連の経理処理のうち、最も不適切なものはどれか。ただし、保険料はその年分を支払い済みとし、保険料の未経過分に相当する返還金はないものとする。また、源泉徴収については考慮しないものとする。

<前提条件>

保険種類：養老保険（無配当） 保険契約者・満期保険金受取人：HW社 被保険者：従業員全員 死亡保険金受取人：被保険者の遺族 保険期間：各被保険者の60歳満期 保険料払込期間：各被保険者の60歳保険料払込満了 広尾さんに係る死亡保険金額・満期保険金額：500万円 広尾さんに係る年払い保険料：220,000円 ※広尾さんは35歳で加入したものとする。		
	加入10年後 (45歳時)	加入25年後 (60歳時)
解約返戻金額	180万円	—
規程上の支給退職金 (中小企業退職金共済による 準備分差引き後)	自己都合：120万円 会社都合：170万円	定年退職：1,350万円

1. 45歳時に業務上のケガにより退職し、退職金を支給した場合

借方		貸方	
退職金	170万円	保険料積立金	110万円
現金・預金	10万円	雑収入	70万円

2. 45歳時に死亡退職し、退職金を支給した場合

借方		貸方	
退職金	170万円	保険料積立金	110万円
現金・預金	330万円	雑収入	390万円

3. 60歳時に定年退職し、退職金を支給した場合

借方		貸方	
退職金	1,350万円	保険料積立金	275万円
		現金・預金	850万円
		雑収入	225万円

4. 45歳時に自己都合により退職し、退職金を支給した場合

借方		貸方	
退職金	120万円	保険料積立金	110万円
現金・預金	60万円	雑収入	70万円

(問題 29)

(設問C) 住吉社長は、知り合いの保険会社の営業担当者から、従業員退職金準備のため企業型の確定拠出年金の導入を提案され、CFP[®]認定者に相談した。なお、今回の提案の確定拠出年金には、生命保険会社の有期利率保証型確定拠出年金保険が含まれていた。この確定拠出年金保険に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 有期利率保証型確定拠出年金保険は、一定期間、一定利率を保証する確定拠出年金制度上の元本確保型商品である。
2. 保証期間は5年、10年等で設定され、更新時の保証利率は市場金利水準等に応じて設定される。
3. 転職や退職により、他の企業の確定拠出年金や個人型の確定拠出年金に移換する場合、積立金から一定の解約控除が適用される。
4. スイッチングで他の商品への預替え等を行った場合、支払金額(返戻金)が元本(払込保険料総額)を下回ることがある。

(問題 30)

(設問D) 住吉社長は、退職金制度の見直しに当たり、現在加入している中小企業退職金共済制度(以下「中退共」という)について、改めてその内容を確認したいと思い、CFP[®]認定者に相談した。中退共に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、記載のない要件は満たしているものとする。

1. HW社は原則として「就業規則に定める懲戒規定に基づき懲戒解雇された者」には退職金を支給しないことにしているが、従業員が懲戒解雇となった場合、一定の手続きを行うことにより、中退共から支給される退職金額を不支給にすることができる。
2. HW社は従業員1人当たりの掛金月額を一律5,000円としているが、これを10,000円に増額した場合、増額した月から1年間、増額分の1/2の金額について、国から助成を受けることができる。
3. 週の所定労働時間がHW社の正社員より短く、かつ30時間未満である従業員については、中退共に加入させることはできない。
4. 中退共の退職金は、予定運用利回りを1%として定められた額としての基本退職金と、中退共の運用収入や財務状態等を勘案して定められる付加退職金から構成される。

問9

損害保険の制度と仕組みに関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題31)

(設問A) 損害保険契約者保護機構（以下「保護機構」という）に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

1. 法人が契約する家計地震保険において、損害保険会社が破綻して3ヵ月以上経過してから発生した保険事故の場合、保護機構による保険金支払いの補償割合は80%である。
2. 保護機構は、破綻した損害保険会社の保険契約の移転等を受け入れる救済保険会社に対して資金援助を行う。
3. 法人が契約する自動車保険において、損害保険会社の破綻後に解約する場合、保護機構による解約返戻金の補償割合は80%である。
4. 少額短期保険業者が引き受けた保険契約は、保護機構の補償の対象とならない。

(問題32)

(設問B) 保険法および保険業法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

1. 保険法では、告知義務者である保険契約者または被保険者は、危険に関する重要事項のうち保険会社から告知を求められた事項を告知しなければならない。
2. 保険法は、保険契約だけでなく保険契約と同等の内容を有する共済契約も適用の対象としている。
3. 保険業法により、保険募集人が保険募集を行うときは、顧客に対し、自己が所属保険会社等の代理人として保険契約を締結するか、または保険契約の締結を媒介するかの別を明らかにしなければならない。
4. 保険業法における情報提供義務には、ロードサービス等の主要な付帯サービスなどの保険契約者等に参考となるべき情報は含まれない。

(問題 3 3)

(設問C) 保険会社の経営の健全性を判断する指標ならびに金融庁の早期是正措置等に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

1. ソルベンシー・マージン比率が100%以上200%未満になると、早期是正措置として経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出およびその実行の命令が発動される。
2. ソルベンシー・マージン比率が0%未満になると、早期是正措置として期限を付した業務の全部または一部の停止の命令が発動される。
3. 保険業法により積立てが義務付けられている「責任準備金」とは、決算期末時点で未払いとなっている保険金、返戻金その他の給付金のうち、その支払いのために必要な金額を積み立てる準備金である。
4. 保険会社の格付けには、保険会社の保険金支払能力を表した「保険金支払能力格付」や保険契約債務を履行する能力を表した「保険財務力格付」などがある。

(問題 3 4)

(設問D) 損害保険に関連した紛争解決機関に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 公益財団法人交通事故紛争処理センターでは、加害者が自動車でない、自転車同士の事故や自転車と歩行者の事故による損害賠償に関する紛争についても取り扱っている。
2. 一般社団法人保険オンブズマンでは、顧客と外資系損害保険会社や保険仲立人との間で生じた紛争について取り扱っている。
3. 一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構では、自賠責保険・自賠責共済を引き受けている保険会社、共済組合が示した後遺障害の等級認定に関する紛争について取り扱っている。
4. 一般社団法人日本損害保険協会内の「そんぽADRセンター」では、紛争解決手続だけでなく、損害保険全般に関する相談に対し、専門の相談員による説明や助言を行っている。

問10

損害保険の保険金等に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題35)

(設問A) 会社員の井上さんは、2022年7月10日に横断歩道を歩行中に、脇見運転をしていた自動車にひかれて病院へ搬送され15日間入院したが、その後に死亡した。下記<条件>に基づき、<資料>の自賠責保険支払基準を用いて算出した井上さんの傷害および死亡による損害の合計額として、正しいものはどれか。ただし、生涯を通じて【別表Ⅲ】の全年齢平均給与額（平均月額）の年相当額を得られる蓋然性が認められるものとする。なお、解答に当たっては、万円未満を切り上げ、万円単位とする。

<条件>

[井上さんについて]

性別・年齢：男性・39歳（死亡時）
 年収（事故前1年間）：680万円（立証済み）
 本人の生活費：立証困難
 葬儀費用：実費120万円
 井上さんの過失：なし
 遺族：妻と子ども1人の計2人（いずれも井上さんの被扶養者）

[治療状況および費用の内容]

入院日数：15日間
 治療関係費：応急手当費・診察料・入院料・投薬料 実費32万円
 付添看護 入院直後7日間は井上さんの妻が病院で付き添った。
 入院中の諸雑費 15日分
 休業損害：実休業日数 15日間（有給休暇を使用）
 慰謝料：実治療日数 15日間
 ※入院日数・実休業日数・実治療日数・金額については確定したものである。
 ※規定金額を超える場合の立証書類等はない。

<資料>

[自賠責保険支払基準（抜粋）]

第1 総則—省略—
 第2 傷害による損害
 傷害による損害は、積極損害（治療関係費、文書料その他の費用）、休業損害及び慰謝料とする。

1 積極損害
 (1) 治療関係費
 ① 応急手当費

- 応急手当に直接かかる必要かつ妥当な実費とする。
- ② 診察料
初診料、再診料又は往診料にかかる必要かつ妥当な実費とする。
- ③ 入院料
入院料は、原則としてその地域における普通病室への入院に必要な必要かつ妥当な実費とする。
ただし、被害者の傷害の態様等から医師が必要と認めた場合は、上記以外の病室への入院に必要な必要かつ妥当な実費とする。
- ④ 投薬料、手術料、処置料等
治療のために必要かつ妥当な実費とする。
- ⑤ 通院費、転院費、入院費又は退院費
通院、転院、入院又は退院に要する交通費として必要かつ妥当な実費とする。
- ⑥ 看護料
- ア 入院中の看護料
原則として12歳以下の子供に近親者等が付き添った場合に1日につき4,200円とする。
- イ 自宅看護料又は通院看護料
医師が看護の必要性を認めた場合に次のとおりとする。ただし、12歳以下の子供の通院等に近親者等が付き添った場合には医師の証明は要しない。
(ア) 厚生労働大臣の許可を受けた有料職業紹介所の紹介による者
立証資料等により必要かつ妥当な実費とする。
(イ) 近親者等
1日につき2,100円とする。
- ウ 近親者等に休業損害が発生し、立証資料等により、ア又はイ(イ)の額を超えることが明らかな場合は、必要かつ妥当な実費とする。
- ⑦ 諸雑費
療養に直接必要のある諸物品の購入費又は使用料、医師の指示により摂取した栄養物の購入費、通信費等とし、次のとおりとする。
- ア 入院中の諸雑費
入院1日につき1,100円とする。立証資料等により1日につき1,100円を超えることが明らかな場合は、必要かつ妥当な実費とする。
- イ 通院又は自宅療養中の諸雑費
必要かつ妥当な実費とする。
- ⑧ 柔道整復等の費用
免許を有する柔道整復師、あんま・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師が行う施術費用は、必要かつ妥当な実費とする。
- ⑨ 義肢等の費用
- ア 傷害を被った結果、医師が身体の機能を補完するために必要と認めた義肢、歯科補てつ、義眼、眼鏡（コンタクトレンズを含む。）、補聴器、松葉杖等の用具の制作等に必要かつ妥当な実費とする。
- イ アに掲げる用具を使用していた者が、傷害に伴い当該用具の修繕又は再調達を必要とするに至った場合は、必要かつ妥当な実費とする。
- ウ ア及びイの場合の眼鏡（コンタクトレンズを含む。）の費用については、50,000円を限度とする。
- ⑩ 診断書等の費用
診断書、診療報酬明細書等の発行に必要な必要かつ妥当な実費とする。

(2) 文書料

交通事故証明書、被害者側の印鑑証明書、住民票等の発行に必要かつ妥当な実費とする。

(3) その他の費用

(1) 治療関係費及び(2) 文書料以外の損害であって事故発生場所から医療機関まで被害者を搬送するための費用等については、必要かつ妥当な実費とする。

2 休業損害

(1) 休業損害は、休業による収入の減少があった場合又は有給休暇を使用した場合に1日につき原則として6,100円とする。ただし、家事従事者については、休業による収入の減少があったものとみなす。

(2) 休業損害の対象となる日数は、実休業日数を基準とし、被害者の傷害の態様、実治療日数その他を勘案して治療期間の範囲内とする。

(3) 立証資料等により1日につき6,100円を超えることが明らかな場合は、自動車損害賠償保障法施行令第3条の2に定める金額を限度として、その実額とする。

3 慰謝料

(1) 慰謝料は、1日につき4,300円とする。

(2) 慰謝料の対象となる日数は、被害者の傷害の態様、実治療日数その他を勘案して、治療期間の範囲内とする。

(3) 妊婦が胎児を死産又は流産した場合は、上記のほかに慰謝料を認める。

第3 後遺障害による損害－省略－

第4 死亡による損害

死亡による損害は、葬儀費、逸失利益、死亡本人の慰謝料及び遺族の慰謝料とする。

後遺障害による損害に対する保険金等の支払の後、被害者が死亡した場合の死亡による損害について、事故と死亡との間に因果関係が認められるときには、その差額を認める。

1 葬儀費

葬儀費は、100万円とする。

2 逸失利益

(1) 逸失利益は、次のそれぞれに掲げる年間収入額又は年相当額から本人の生活費を控除した額に死亡時の年齢における就労可能年数のライプニッツ係数【別表Ⅱ－1】を乗じて算出する。ただし、生涯を通じて全年齢平均給与額【別表Ⅲ】の年相当額を得られる蓋然性が認められない場合は、この限りでない。

① 有職者

事故前1年間の収入額と死亡時の年齢に対応する年齢別平均給与額【別表Ⅳ】の年相当額のいずれか高い額を収入額とする。ただし、次に掲げる者については、それぞれに掲げる額を収入額とする。

ア 35歳未満であって事故前1年間の収入額を立証することが可能な者

事故前1年間の収入額、全年齢平均給与額の年相当額及び年齢別平均給与額の年相当額のいずれか高い額。

イ 事故前1年間の収入額を立証することが困難な者

(ア) 35歳未満の者

全年齢平均給与額の年相当額又は年齢別平均給与額の年相当額のいずれか高い額。

(イ) 35歳以上の者

年齢別平均給与額の年相当額。

ウ 退職後1年を経過していない失業者(定年退職者等を除く。)－省略－

② ー省略ー

③ ー省略ー

(2) 一省略一

(3) 生活費の立証が困難な場合、被扶養者がいるときは年間収入額又は年相当額から35%を、被扶養者がいないときは年間収入額又は年相当額から50%を生活費として控除する。

3 死亡本人の慰謝料

死亡本人の慰謝料は、400万円とする。

4 遺族の慰謝料

慰謝料の請求権者は、被害者の父母（養父母を含む。）、配偶者及び子（養子、認知した子及び胎児を含む。）とし、その額は、請求権者1人の場合には550万円とし、2人の場合には650万円とし、3人以上の場合には750万円とする。

なお、被害者に被扶養者がいるときは、上記金額に200万円を加算する。

第5 死亡に至るまでの傷害による損害

死亡に至るまでの傷害による損害は、積極損害〔治療関係費（死体検案書料及び死亡後の処置料等の実費を含む。）、文書料その他の費用〕、休業損害及び慰謝料とし、「第2 傷害による損害」の基準を準用する。ただし、事故当日又は事故翌日死亡の場合は、積極損害のみとする。

以下一省略一

【別表Ⅱ-1】就労可能年数とライブニッツ係数表

(1) 18歳未満の者に適用する表一省略一

(2) 18歳以上の者に適用する表（抜粋）

年齢（歳）	就労可能年数（年）	係数
36	31	20.000
37	30	19.600
38	29	19.188
39	28	18.764
40	27	18.327
41	26	17.877
42	25	17.413

【別表Ⅲ】全年齢平均給与額（平均月額）

男	409,100円	女	298,400円
---	----------	---	----------

【別表Ⅳ】年齢別平均給与額（平均月額）（抜粋）

年齢（歳）	男（円）	女（円）
36	403,000	304,800
37	411,400	307,500
38	418,800	310,100
39	426,200	312,600
40	433,500	315,100
41	440,900	317,700
42	448,300	320,200

1. 7,638万円

2. 7,780万円

3. 9,493万円

4. 9,693万円

(問題36)

(設問B) 平尾さんは、住宅建物と収容家財を保険の対象(目的)とする住宅総合保険を、建物保険金額1,700万円(保険価額と同額)・家財保険金額800万円(保険価額と同額)で契約していた。下記<条件>に基づき、平尾さんに支払われる住宅総合保険の損害保険金の合計額として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、下記<資料>を参照すること。

<条件：事故状況と損害額>

平尾さんの自宅に強盗が押し入り建物のガラス窓が壊され、修理代が40万円かかった。また、現金30万円、美術品1個25万円、敷地内に駐車していた自動二輪車(時価55万円)を盗まれた。さらに、その際に平尾さんが10日間の医師の治療を要するケガをした。

※上記金額は保険会社の認定済み。

※上記以外には他の費用は発生していない。

<資料>

[住宅総合保険普通保険約款(抜粋)]

第1条(保険金を支払う場合)

1～3-省略-

- 4 当社は、この約款に従い、盗難(強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。以下同様とします。)によって保険の目的である建物または家財について生じた盗取、き損または汚損の損害に対して、損害保険金を支払います。
- 5 当社は、この約款に従い、家財が保険の目的である場合において、保険証券記載の建物内における通貨または預貯金証書(預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。以下同様とします。)の盗難によって損害が生じたときは、その損害に対して、損害保険金を支払います。ただし、預貯金証書の盗難による損害については、次の第1号および第2号に掲げる事実があったことを条件とします。
- (1) 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと。
 - (2) 盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと。

6～10-省略-

- 11 当社は、この約款に従い、第1項の事故もしくは第3項から第5項までの事故によって保険の目的もしくは保険の目的を収容する建物が損害を受けた場合または第2項もしくは第7項の事故によって損害保険金もしくは水害保険金が支払われる場合において、被保険者またはその親族もしくは使用人(以下「傷害費用支払対象者」といいます。)が、その事故によって重傷(14日以上入院または30日以上医師の治療を要した傷害をいい、原因のいかんを問わず、頸部症候群または腰痛で他覚症状のないものを除きます。)を受けたときまたはその事故の直接の結果として、被害の日からその日を含めて180日以内に死亡もしくは傷害費用支払対象者に次の各号のいずれかに該当する後遺障害が生じたときは、それによって臨時に生ずる費用(以下「傷害費用」といいます。)に対して、傷害費用保険金を支払います。
- (1) 両眼が失明したとき。
 - (2) 咀嚼および言語の機能を廃したとき。
 - (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するとき。
 - (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するとき。
 - (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったとき。
 - (6) 両上肢の用を全廃したとき。
 - (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったとき。
 - (8) 両下肢の用を全廃したとき。

12-省略-

第2条-省略-

第3条(保険の目的の範囲)

- 1 この保険契約における保険の目的は、保険証券記載の建物またはこれに収容される家財とします。

- 2 次に掲げる物は、保険の目的に含まれません。
- (1) 自動車（自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。）
 - (2) 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
- 3 次に掲げる物は、保険証券に明記されていないときは、保険の目的に含まれません。
- (1) 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
 - (2) 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物

4～6—省略—

- 7 家財が保険の目的である場合において、通貨または預貯金証書（これらが持ち出し家財である場合を除きます。）に第1条（保険金を支払う場合）第5項の盗難による損害が生じたときは、第2項の規定にかかわらず、これらを保険の目的として取り扱います。この場合であっても、この約款にいう保険価額および保険金額ならびに保険証券記載の家財の保険金額は、これら以外の保険の目的についてのものとします。

第4条（損害保険金の支払額）

- 1 当社が第1条（保険金を支払う場合）第1項から第4項までの損害保険金として支払うべき損害の額は、保険価額によって定めます。
- 2 盗難によって損害が生じた場合において、盗取された保険の目的を回収することができたときは、そのために支出した必要な費用は、前項の損害の額に含まれるものとします。ただし、その保険価額を限度とします。
- 3 保険金額が保険価額の80%に相当する額以上のときは、当社は、保険金額を限度とし、前2項の規定による損害の額を損害保険金として、支払います。
- 4 保険金額が保険価額の80%に相当する額より低いときは、当社は、保険金額を限度とし、次の算式によって算出した額を損害保険金として、支払います。

$$\frac{\text{第1項および第2項の規定による損害の額} \times \text{保険金額}}{\text{保険価額の80\%に相当する額}} = \text{損害保険金の額}$$

- 5 前条第3項第1号に掲げる物を保険証券に明記して保険の目的に含めた場合において、その物に盗難による損害が生じたときの当社の支払うべき損害保険金の額は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円を限度とします。

第5条（損害保険金の支払額—通貨または預貯金証書の盗難の場合）

- 1 第1条（保険金を支払う場合）第5項の通貨の盗難の場合には、当社は、1回の事故につき、1構内ごとに20万円を限度とし、その損害の額を損害保険金として、支払います。
- 2 第1条（保険金を支払う場合）第5項の預貯金証書の盗難の場合には、当社は、1回の事故につき、1構内ごとに200万円または家財の保険金額のいずれか低い額を限度とし、その損害の額を損害保険金として、支払います。

第6条～10条—省略—

第11条（傷害費用保険金の支払額）

- 1 当社は、傷害費用支払対象者ごとに、この保険契約の保険金額（保険金額が保険価額を超えるときは、保険価額とし、また、被保険者が2名以上あるときは、それぞれの被保険者に属する保険契約の目的に対して割り当てられるべき保険金額をいいます。）にそれぞれ次の各号の割合を乗じて得た額の合計額を、第1条（保険金を支払う場合）第11項の傷害費用保険金として、支払います。ただし、1回の事故につき、1名ごとに1,000万円を限度とします。
 - (1) 傷害費用支払対象者が死亡したときまたはそれらの者に第1条第11項に定める後遺障害が生じたときは、1名ごとに30%
 - (2) 傷害費用支払対象者が第1条第11項に定める重傷を受けたときは、1名ごとに2%
- 2 前項の場合において、当社は、同項の規定によって支払うべき傷害費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、傷害費用保険金を支払います。

以下—省略—

1. 85万円
2. 95万円
3. 140万円
4. 150万円

(問題 37)

(設問 C) 個人事業主の永井さんは、ゴルフ場でプレー中に、永井さんの打ったゴルフボールが誤って前の組でプレーをしていた平尾さんに当たり、負傷させてしまった。下記<条件>に基づき、ゴルファー保険の賠償責任保険金の額として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、下記<資料>を参照すること。

<条件>

[永井さんの契約内容]

保険契約者・被保険者：永井さん

保険種類：ゴルファー保険

傷害保険金額：500万円

賠償責任保険金額（支払限度額）：5,000万円（免責金額：1万円）

ゴルフ用品特約保険金額：30万円

ホールインワン特約保険金額：50万円

[事故状況および損害額]

加害者：永井さん

被害者：平尾さん（前の組のプレーヤー）

損害賠償額：82万円（ケガによる入院および通院の治療費・交通費など）

訴訟費用：17万円（弁護士相談料・裁判費用など）

※損害額は確定済みの金額で、事故に関連するその他の費用は発生していない。

※訴訟費用は保険会社の同意を得たものである。

<資料>

[個人型生活補償保険普通保険約款 ゴルファー賠償責任補償特約（抜粋）]

第1条－省略－

第2条（保険金を支払う場合）

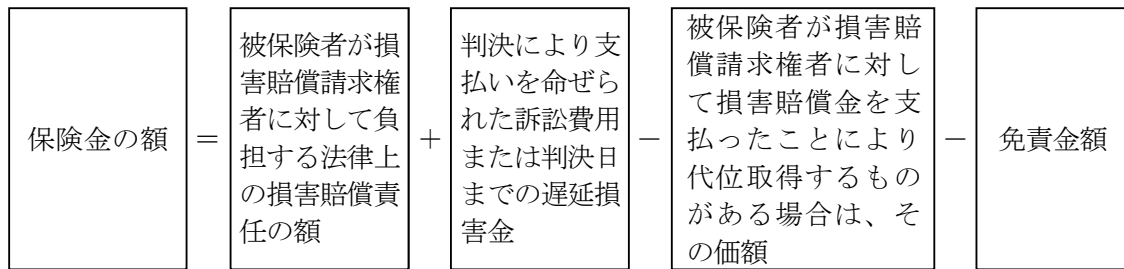
(1) 当社は、日本国内または国外において被保険者が行うゴルフの練習中、競技中または指導中に発生した偶然な事故により、被保険者が他人の身体の障害または他人の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を被保険者に支払います。

(2) 当社は、損害の原因となった本条（1）の事故発生の際が保険期間中であった場合に限り、保険金を支払います。

第3条～第4条－省略－

第5条（支払保険金の計算）

(1) 1回の事故につき、当社が支払う保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、保険金額を限度とします。



(2) 当社は、本条(1)に定める保険金に加えて、次表に掲げる費用の合計額を保険金として支払います。なお、これらの費用については、その全額を支払います。

費用	説明
①損害防止費用	第7条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)(1)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用をいいます。
②権利保全行使費用	第7条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)(1)③に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用をいいます。
③緊急措置費用	第2条(保険金を支払う場合)(1)に規定する事故により他人の身体の障害または他人の財物の損壊が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときに、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当社の同意を得て支出した費用をいいます。
④示談交渉費用	被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当社の同意を得て支出した費用、および第9条(当社による解決)(2)の規定により被保険者が当社に協力するために要した費用をいいます。
⑤争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用をいいます。

以下—省略—

1. 81万円
2. 82万円
3. 98万円
4. 99万円

(問題38)

(設問D) 成田さんは、下記の国内旅行傷害保険を契約している。下記<条件>に基づき、成田さんに支払われる国内旅行傷害保険の保険金の合計額として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、下記<資料1><資料2>を参照すること。

<条件>

<p>[契約内容] 死亡・後遺障害保険金額：1,000万円 入院保険金日額：5,000円 手術保険金額：入院保険金日額の5倍・10倍 通院保険金日額：3,000円 携行品損害保険金額：30万円(免責金額：3,000円) ※他の特約は付帯されていない。</p> <p>[事故状況] 成田さんは、国内旅行中に観光地の階段で転倒しケガをしたため、事故当日に最寄りのGA病院で診察を受けた。診察の結果、入院が必要となったため、その日のうちに一旦帰宅し、同日から12日間自宅近くのGZ病院に入院した。また、退院後20日以内に7日間の通院をした。さらに、転倒した際に持っていたビデオカメラを破損し、45,000円の修理費がかかった。 ※いずれも確定した損害額および日数である。 ※入院時や退院後において手術は行われていない。 ※上記以外に費用は発生していない。</p>
--

<資料1>

<p>[傷害保険普通保険約款(抜粋)]</p>
<p>第1章 補償条項 第1条(保険金を支払う場合) (1) 当社は、被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害に対して、この約款に従い保険金を支払います。 (2) 当社は、本条(1)の保険金のうち、保険証券に保険金額等(注)が記載されたものについて支払います。ただし、死亡保険金および後遺障害保険金については保険金額が保険証券に記載された場合、手術保険金については入院保険金日額が保険証券に記載された場合に支払います。 (注) 保険金額等とは、保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額をいいます。</p> <p>第2条～第5条—省略— 第6条(入院保険金および手術保険金の計算) (1) 当社は、被保険者が第1条(保険金を支払う場合)(1)の傷害を被り、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。</p> <p style="text-align: center;"> $\boxed{\text{入院保険金の額}} = \boxed{\text{入院保険金日額}} \times \boxed{\text{入院した日数(注)}}$ </p> <p>(注) 入院した日数は、180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。</p> <p>(2)～(4)—省略—</p> <p>第7条(通院保険金の計算) (1) 当社は、被保険者が第1条(保険金を支払う場合)(1)の傷害を被り、その直接の結果として、通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金として被保険者に支払います。</p> <p style="text-align: center;"> $\boxed{\text{通院保険金の額}} = \boxed{\text{通院保険金日額}} \times \boxed{\text{通院した日数(注)}}$ </p> <p>(注) 通院した日数は、90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。</p> <p>(2)—省略— (3) 当社は、本条(1)の規定にかかわらず、第6条(入院保険金および手術保険金の計算)の入院保険金を支払うべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。 (4) 被保険者が通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複しては通院保険金を支払いません。</p> <p>以下—省略—</p>

<資料 2 >

〔携行品損害補償特約（国内旅行特約用）（抜粋）〕

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（保険の対象およびその範囲）

- (1) 保険の対象は、被保険者が旅行行程中に携行している身の回り品に限ります。
- (2) 本条（1）の規定にかかわらず、次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。
- ① 株券、手形、定期券、その他の有価証券（注1）、印紙、切手その他これらに類する物
 - ② 預金証書または貯金証書（注2）、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、電子マネーその他これらに類する物
 - ③ 稿本、設計書、図案、証書（注3）、帳簿、ひな形、鋳型、木型、紙型、模型、勲章、き章、免許状その他これらに類する物。ただし、印章については、保険の対象に含まれます。
 - ④ 船舶（注4）、自動車等およびこれらの付属品
 - ⑤ 被保険者が普通保険約款別表1に掲げる運動等を行っている間のその運動等のための用具
 - ⑥ 義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類する物
 - ⑦ 動物および植物
 - ⑧ テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ（注5）その他これらに類する物
 - ⑨ その他下欄記載の物

保険証券に保険の対象に含まない旨記載された物

（注1）その他の有価証券には、乗車券等、通貨および小切手を含みません。これらについては、保険の対象に含まれます。

（注2）預金証書または貯金証書には、通帳およびキャッシュカードを含みます。

（注3）証書には、運転免許証およびパスポートを含みます。

（注4）船舶には、ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。

（注5）プログラム、データは、市販されていないものをいいます。

第3条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、旅行行程中に日本国内において偶然な事故によって保険の対象について発生した損害に対して、この特約、国内旅行傷害保険特約および傷害保険普通保険約款の規定に従い保険金を被保険者に支払います。
- (2) 当社は、本条（1）のほか、国内旅行傷害保険特約第2条（保険金を支払う場合）（2）に規定する場合において、日本国外において旅行行程中に発生した事故によって保険の対象について発生した損害に対しても、保険金を支払います。

第4条—省略—

第5条（損害の額の決定）

- (1) 当社が保険金として支払うべき損害の額は、保険価額によって定めます。
- (2) 本条（1）の場合において、損害が発生した保険の対象の損傷を修理することができるときには、保険価額を限度とし、次の算式によって損害の額を算出します。

$$\boxed{\text{損害の額}} = \boxed{\text{修理費}} - \boxed{\text{修理によって保険の対象の価額が増加した場合は、その増加額}} - \boxed{\text{修理に伴って発生した残存物がある場合は、その価額}}$$

- (3)～(7) —省略—

第6条（支払保険金の計算）

当社が支払う保険金の額は、1回の事故につき、次の算式によって算出される額とします。ただし、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

$$\boxed{\text{保険金の支払額}} = \boxed{\text{損害の額}} - \boxed{\text{免責金額}}$$

以下—省略—

1. 81,000円
2. 102,000円
3. 123,000円
4. 126,000円

問 1 1

個人事業主の藤原さんが契約している損害保険に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

[家族構成]

藤原さん（50歳）：個人事業主
妻（51歳）：事業専従者
長女（23歳）：会社員（両親と別居・別生計、未婚）
長男（21歳）：大学生（両親と別居・同一生計、未婚）

[藤原さんが契約している損害保険の内容]

<契約①>

保険種類：自動車保険
保険契約者＝記名被保険者・車両所有者：藤原さん
保険期間：2022年7月1日から1年間
被保険自動車：自家用小型乗用車
保険金額：対人賠償責任保険金額 無制限（1名につき）
対物賠償責任保険金額 無制限（1事故につき）
人身傷害保険金額 5,000万円（1名につき）
一般車両保険金額 300万円
ノンフリート等級：13等級
特約：運転者年齢条件特約（21歳以上補償）
他車運転危険担保特約（自動付帯）
自動車損害賠償責任保険も同じ保険会社と契約している。

<契約②>

保険種類：所得補償保険
保険契約者＝被保険者：藤原さん
保険期間：2022年4月1日から1年間
保険金額：月額60万円（就業不能期間1ヵ月についての金額）
免責期間：7日

(問題 39)

(設問A) 藤原さんが契約している自動車保険<契約①>のノンフリート等級別料率制度に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 藤原さんが被保険自動車を運転中に、誤って歩行中の他人にケガをさせて対人賠償責任保険金が支払われた場合、当該事故は「3等級ダウン事故」であり、更新後の等級は10等級となる。
2. 藤原さんの妻が被保険自動車を駐車場から出す時に、誤って他人の自動車に衝突して損害を与え対物賠償責任保険金が支払われた場合、当該事故は「3等級ダウン事故」であり、更新後の等級は10等級となる。
3. 藤原さんの長男が被保険自動車を運転中に、事故でケガをして人身傷害保険金のみが支払われた場合、当該事故は「ノーカウント事故」であり、更新後の等級は14等級となる。
4. 藤原さんの長女が被保険自動車を友人のマンションの駐車場に停めておいた時、他人のいたずらにより車体が損傷し、車両保険金が支払われた場合、当該事故は「3等級ダウン事故」であり、更新後の等級は10等級となる。

(問題 40)

(設問B) 藤原さんは業務中の事故でケガをして、2022年8月20日から12日間入院した後、さらに医師の治療を受けながら15日間自宅療養し、その間まったく働くことができなかった。藤原さんが契約している所得補償保険<契約②>から支払われる保険金の額として、最も適切なものはどれか。なお、藤原さんの休業前12ヵ月間の平均月間所得は90万円であるものとし、過去に保険金を受け取ったことはない。また、就業不能期間が1ヵ月に満たない場合または1ヵ月未満の端日数が生じた場合は、1ヵ月を30日として日割り計算により保険金の額を算定することとする。

1. 40万円
2. 54万円
3. 60万円
4. 81万円

問 1 2

C F P[®]認定者は、製造業を経営する株式会社DW（以下「DW社」という）に係るリスクマネジメントと、関連する各種損害保険についてのアドバイスを求められました。以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

[DW社の概要]

事業内容：金属部品の製造業

資本金：1億円

従業員：100名（うち、パート・アルバイト30名）

所有建物：本社ビル（鉄筋コンクリート造5階建て 1,000m²）

※1階では有料駐車場を兼営

製造工場（鉄骨造平屋建て 3,000m²）

所有車両：5台

(問題 4 1)

(設問A) DW社は下記の企業費用・利益総合保険を契約している。DW社の製造工場建物が火災により焼失した場合、企業費用・利益総合保険から支払われる保険金の額として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、下記<資料1><資料2>を参照すること。

<資料1>

[契約内容]

保険種類：企業費用・利益総合保険（利益条項）

補償期間：1年間

保険の対象：製造工場建物および建物内収容の機械設備・装置

約定補償率：50%

免責金額：0円

その他特約：なし

[損害の状況]

工場建物の焼失により、営業収益が復旧するまでに1年かかる。

[直近の会計年度（1年間）の内容]

営業収益（売上高）：30億円

経常費：14億円（うち、人件費6億円）

変動費：15億円

営業利益：1億円

[事故後の状況]

営業収益減少額：10億円

支出を免れた経常費：2億円

収益減少防止費用：0円

<資料2>

[企業費用・利益総合保険普通保険約款（抜粋）]

第1章 利益条項

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、次のいずれかに該当する事由により営業が休止または阻害されたために生じた喪失利益および収益減少防止費用（以下この条項において「損失」といいます。）に対して、この条項および基本条項の規定に従い、保険金を支払います。

- ① すべての偶然な事故により保険の対象が損害を受けたこと。
- ② 不測かつ突発的な事由に起因して保険の対象と配管または配線により接続している別表1に掲げる事業者の占有するユーティリティ設備の機能が停止または阻害されたことにより、電気、ガス、熱、水道もしくは工業用水道または電信・電話の供給・中継が中断または阻害されたこと。

第2条～第4条—省略—

第5条（用語の定義）

この条項において使用される用語の定義は次のとおりとします。

①～⑧—省略—

⑨ 利益率

直近の会計年度（1年間）において、次の算式によって算出した割合をいいます。

$$\boxed{\text{利益率}} = \frac{\text{営業利益} + \text{経常費}}{\text{営業収益}}$$

ただし、同期間中に営業損失（営業費用から営業収益を差し引いた額）が生じた場合は、次の算式によって算出した割合をいいます。

$$\boxed{\text{利益率}} = \frac{\text{経常費} - \text{営業損失}}{\text{営業収益}}$$

第6条—省略—

第7条（保険金の支払額）

（1）当社が支払うべき第1条（保険金を支払う場合）の保険金の額は、1回の事故につき、①から③までの規定に従って算出した損失の額から④および⑤の額を差し引いた額とします。

- ① 喪失利益については、収益減少額に約定補償率を乗じて得られた額とします。ただし、補償期間中に支出を免れた経常費がある場合は、次の算式によって算出した額を差し引いた額とします。

$$\boxed{\text{支出を免れた経常費}} \times \frac{\text{約定補償率}}{\text{利益率}}$$

- ② 収益減少防止費用については、次の算式によって算出した額とします。ただし、その費用の支出によって減少することを免れた営業収益に約定補償率を乗じて得られた額を限度とします。

$$\boxed{\text{収益減少防止費用}} \times \frac{\text{約定補償率}}{\text{利益率}}$$

- ③ ①および②の場合において、約定補償率が利益率より大きいときは、「約定補償率」とあるのを「利益率」と読み替えて、①および②の規定を適用します。
- ④ 保険証券記載の免責金額
- ⑤ 事故が第1条（保険金を支払う場合）②の事由である場合には、その事故の発生した時を含む日の午前0時から保険証券記載の免責時間中に発生した損失の額

以下－省略－

別表1

電気事業法（昭和39年法律第170号）に定める電気事業者
 ガス事業法（昭和29年法律第51号）に定めるガス事業者
 熱供給事業法（昭和47年法律第88号）に定める熱供給事業者
 水道法（昭和32年法律第177号）に定める水道事業者および水道用水供給事業者ならびに
 工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）に定める工業用水道事業者
 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に定める電気通信事業者

- 1. 1億円
- 2. 3億円
- 3. 5億円
- 4. 8億円

（問題42）

（設問B）DW社が契約を検討している賠償責任保険に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本設問のそれぞれの賠償責任保険は、賠償責任保険普通保険約款と特別約款で構成されているものとし、その他の特約は付帯していないものとする。

- 1. 施設所有（管理）者賠償責任保険では、老朽化で本社ビルの看板が落下し、来訪者がケガをした場合、法律上の損害賠償責任を負担することによる損害は補償の対象となる。
- 2. 生産物賠償責任保険では、製造した部品に欠陥が見つかり回収が必要となった場合、部品の回収や廃棄に要した費用は補償の対象となる。
- 3. 自動車管理者賠償責任保険では、本社ビルの有料駐車場を利用している一般利用者の自動車が盗難に遭った場合、法律上の損害賠償責任を負担することによる損害は補償の対象となる。
- 4. 個人情報漏えい保険（賠償責任条項）では、社員が無断で顧客情報を持ち出し、個人情報が出た場合、法律上の損害賠償責任を負担することによる損害は補償の対象となる。

(問題 4 3)

(設問C) DW社が契約を検討している労働災害総合保険(法定外補償条項、使用者賠償責任条項)に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、「政府労災保険」とは、労働者災害補償保険のことである。

1. 労働災害総合保険(法定外補償条項)では、パートタイマー・アルバイト従業員を補償の対象となる被用者の範囲から除外して加入することができる。
2. 労働災害総合保険(法定外補償条項)では、会社の代表取締役が政府労災保険に特別加入していれば、同社の従業員とともに加入することができる。
3. 労働災害総合保険(使用者賠償責任条項)では、政府労災保険の支給決定の有無にかかわらず保険金が支払われる。
4. 労働災害総合保険(使用者賠償責任条項)では、損害賠償保険金のほか、賠償責任の解決のために保険会社の同意を得て支出した示談交渉費用も補償の対象となる。

問 13

株式会社MH（以下「MH社」という。同族会社ではない）は、下記の損害保険契約を締結しています。これらの保険契約に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、MH社の決算期間（事業年度）は、4月1日から翌年3月31日までとします。

[契約①]

保険種類：積立普通傷害保険

保険契約者：MH社

被保険者：MH社の全従業員（10名）

保険金額等（被保険者1名当たりの金額であり、各被保険者とも同一）

：死亡・後遺障害保険金額 2,000万円

入院保険金額（日額） 4,000円

通院保険金額（日額） 2,000円

満期返戻金 106万円

保険料内訳（被保険者1名当たりの金額であり、各被保険者とも同一）

：一時払い保険料 108万円

積立特約保険料 101万円

平準積立保険料 100万円

死亡保険金受取人：MH社

保険期間：2017年10月1日から5年間

[契約②]

保険種類：火災保険

保険契約者：MH社

保険の対象：MH社所有の営業所建物（帳簿価額4,000万円）

保険金額：4,750万円

保険期間：2022年7月1日から1年間

(問題 4 4)

(設問A) MH社の契約している積立普通傷害保険(10名分)が2022年10月1日に満期を迎え、MH社が満期返戻金を受け取った際の経理処理(税務処理)として、最も適切なものはどれか。なお、これまでに保険金の支払いや満期時における契約者配当金はないものとする。

1.	借方		貸方
	現金・預金	10,600,000円	積立保険料
			10,100,000円
			雑収入
			500,000円
2.	借方		貸方
	現金・預金	10,600,000円	積立保険料
			10,100,000円
			前払保険料
			500,000円
3.	借方		貸方
	現金・預金	10,600,000円	積立保険料
			10,000,000円
			雑収入
			600,000円
4.	借方		貸方
	現金・預金	10,600,000円	積立保険料
			10,000,000円
			前払保険料
			600,000円

(問題 4 5)

(設問B) MH社の営業所建物が2022年10月に火災により全焼し、火災保険金として4,750万円を受け取った。MH社は、この保険金を使って3ヵ月後に営業所建物(代替資産)を4,500万円で取得した。MH社が新営業所建物について圧縮限度額まで圧縮記帳の適用を受けた場合、再取得建物の帳簿価額として、最も適切なものはどれか。なお、滅失によって支出した経費は300万円である。

1. 4,050万円
2. 4,150万円
3. 4,500万円
4. 4,750万円

問 1 4

個人および個人事業主を保険契約者とする損害保険の税務に関する以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題 4 6)

(設問A) 会社員の宇野さんは、下記<資料>の保険契約を損害保険会社と締結し、保険料をそれぞれ払込期日どおりに支払っている。宇野さんが2022年分の所得税に関して受けられる地震保険料控除の額として、最も適切なものはどれか。なお、<資料>に記載のない保険契約は考慮しないものとする。

<資料>

[契約①]

保険種類：自動車保険
 保険契約者＝保険料負担者：宇野さん
 記名被保険者：宇野さん
 保険期間：2022年6月1日から1年間
 年間保険料（一時払い）：150,000円

[契約②]

保険種類：地震保険付帯住宅火災保険
 保険契約者＝保険料負担者：宇野さん
 保険の対象：宇野さんの自宅建物および家財
 保険期間：火災保険 2022年4月1日から5年間
 地震保険 2022年4月1日から1年間（自動継続）
 保険料：

	建物	家財
火災保険料（長期一括払い）	300,000円	40,000円
地震保険料（2022年支払分）	30,000円	4,000円

[契約③]

保険種類：所得補償保険
 保険契約者＝保険料負担者：宇野さん
 被保険者：宇野さん
 保険期間：2022年1月1日から1年間
 年間保険料（一時払い）：13,000円

[契約④]

保険種類：ペット保険
 保険契約者＝保険料負担者：宇野さん

保険期間：2022年1月1日から1年間
 月払い保険料：2,000円

＜所得税の地震保険料控除の控除額の速算表＞

区分	年間の支払保険料の合計	控除額
(1) 地震保険料	5万円以下	支払保険料の全額
	5万円超	5万円
(2) 旧長期損害保険料	1万円以下	支払保険料の全額
	1万円超2万円以下	支払保険料×1/2+5千円
	2万円超	1万5千円
(1)・(2) 両方がある場合		(1)、(2) それぞれの方法で計算した金額の合計額 (最高5万円)

1. 30,000円
2. 34,000円
3. 49,000円
4. 50,000円

(問題47)

(設問B) 個人が受け取る損害賠償金と損害保険金の税務に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. ゴルフプレー中にゴルフクラブを破損したことによりゴルファー保険のゴルフ用品補償特約から被保険者が受け取った保険金は、非課税である。
2. アルバトロスを達成し、パーティーを開催したことによりゴルファー保険のホールインワン・アルバトロス費用補償特約から被保険者が受け取った保険金は、一時所得として所得税の課税対象となる。
3. 自動車を運転中の事故により被保険者が死亡し、人身傷害保険から相続人が受け取った死亡保険金のうち、相手方の過失相当額については、一時所得として所得税の課税対象となる。
4. 交通事故でケガをして加害者から損害賠償金を被害者が受け取った場合、慰謝料相当額については、非課税となる。

(問題 4 8)

(設問C) 下記<資料>に記載されている [契約①] ~ [契約④] の普通傷害保険の保険金受取時の税務に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

<資料>

	[契約①]	[契約②]	[契約③]	[契約④]
保険契約者=保険料負担者	千田さん	塩谷さん	妹尾さん	個人事業主 大下さん (山田さんの 勤務先)
被保険者	千田さん	塩谷さんの配偶者	妹尾さんの配偶者	山田さん
死亡保険金受取人	千田さんの妹	塩谷さん	妹尾さんの長女	山田さんの 配偶者

1. 千田さんが事故により死亡し、[契約①] の死亡保険金を千田さんの相続人でない妹が受け取った場合、贈与税の課税対象となる。
2. 塩谷さんの配偶者が事故により死亡し、[契約②] の死亡保険金を塩谷さんが受け取った場合、一時所得として所得税の課税対象となる。
3. 妹尾さんの配偶者が事故により死亡し、[契約③] の死亡保険金を妹尾さんの配偶者の相続人である長女が受け取った場合、みなし相続財産として相続税の課税対象となる。
4. 個人事業主の大下さんが経営する小売店の従業員である山田さんが事故により死亡し、[契約④] の死亡保険金を山田さんの相続人である配偶者が受け取った場合、非課税となる。

(問題 4 9)

(設問D) 個人事業主が保険契約者となる損害保険契約について、個人事業主が支払う保険料における必要経費の取扱いに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、従業員の中に個人事業主の親族はいないものとする。

1. すべての従業員に対して従業員の居住する建物を保険の対象とした保険期間1年の火災保険を契約した場合は、その保険料の全額を必要経費とすることができる。
2. 店舗併用住宅建物および営業用什器・備品を保険の対象とした保険期間1年の火災保険を契約した場合は、その保険料の全額を必要経費とすることができる。
3. 個人事業主が所有する自動車（もっぱら事業に使用する）を保険の対象とした保険期間1年の自動車保険を契約した場合は、その保険料の全額を必要経費とすることができる。
4. 仕入れた商品を運送する際に商品の損害を補償するための運送保険を契約した場合は、その保険料の全額を必要経費とすることができる。

(問題50)

(設問E) 会社員の谷口和夫さんは、下記の年金払積立傷害保険(確定型)の保険契約者(給付金受取人)となっていたが、2022年2月に病気により死亡した。相続により保険契約者(給付金受取人)を和夫さんの妻である恵子さんに変更した場合、この契約の相続税評価額として、正しいものはどれか。

<年金払積立傷害保険(確定型)>

保険契約者・給付金受取人：谷口和夫さんから谷口恵子さんに変更

保険料負担者：谷口和夫さん

被保険者：谷口恵子さん

保険期間：2003年7月1日から20年間

給付金受取開始日：2019年7月1日

給付金受取期間(回数)：5年(5回)

基本給付金：120万円

死亡・後遺障害保険金：990万円

残給付金に対する現価(予定利率による複利年金現価率を乗じた金額)：234万円

相続時の解約返戻金相当額：222万円

1. 120万円
2. 222万円
3. 234万円
4. 240万円